

中津川市総合計画

(平成 27 年度～平成 30 年度)

前期事業実施計画

平成 26 年 10 月策定

中津川市

- 目 次 -

1. はじめに	1
(1) 目的	
(2) 期間	
(3) 構成	
(4) 計画策定にあたっての基本認識	
2. 12年間の取り組みの概要	2
(1) 取り組みの視点	
(2) 12年間に取り組む方向	
3. 基本方針	4
(1) 基本的事項	
(2) 財政計画等との整合	
(3) 国の計画等との整合	
(4) 事業のローリング	
4. 体系別施策の展開	6
(1) 人々がかがやくまち中津川	6
① 将来を担う人材が育つまち	
② 健康に暮らせるまち	
③ 温かい福祉のまち	
④ 地域の活力があるまち	
⑤ いきいきと暮らせるまち	
⑥ 歴史文化に魅力があるまち	
(2) やすらぐ自然につつまれたまち中津川	44
① 災害に強い安全なまち	
② きれいで豊かな自然を守るまち	
(3) 活気あふれるまち中津川	63
① 働く場所があり住み続けられるまち	
② 便利に暮らせるまち	
③ 世界に向けて情報発信するまち	
④ 市外との交流が盛んで、訪れたいくなるまち	
土地利用構想	87
基本構想の推進	88
5. 戦略事業	90
6. 12年間に取り組む主な大型事業	92
7. 施策事業体系	93

1. はじめに

(1) 目的

- この前期事業実施計画は、「中津川市総合計画（平成 27 年度～平成 38 年度）」基本構想で定める将来都市像、「かがやく人々 やすらげる自然 活気あふれる 中津川」を実現するための 12 年間の取り組みの概要を示すとともに、基本構想で前期として位置付けた平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間に取り組む事業を具体的に示します。
- 前期事業実施計画は、毎年度の予算編成及び事務執行の指針とします。

(2) 期間

- 前期事業実施計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間です。

(3) 構成

- 前期事業実施計画の構成は、基本構想の体系図に基づき政策の柱ごとに施策を示し、施策の目的に沿った取り組み方針及び具体的な実施事業を掲載します。**(体系別施策の展開)**
- 今後 12 年間の基本構想の計画期間において重点的に取り組むべき「定住推進」に必要な要素である①まちづくり②ひとづくり③しごとづくりの切り口から、前期期間に特に戦略的に実施する事業を「戦略事業」に位置づけ、一覧表にしています。**(戦略事業)**
- 平成 27 年度から平成 38 年度までの総合計画期間で実施を予定している大型事業を一覧表にしています。**(大型事業)**

(4) 計画策定にあたっての基本認識

① リニア中央新幹線開業への備え

- ・平成 39 年に開業するリニア中央新幹線の岐阜県駅と日本で唯一工場機能が含まれる中部車両基地（工場）の本市設置をにらんで、ソフト・ハードの両面から準備を行う必要があります。

② 人口等の予測

- ・人口の大幅な減少が予測されます。
【H27 年推計：H38 年推計対比 人口 △13,920 人（△18%）】
- ・少子高齢化の進展が予測されます。
【H27 年推計：H38 年推計対比 高齢者人口 +278 人（+1%）】
【H27 年推計：H38 年推計対比 年少人口 △2,266 人（△22%）】
【H27 年推計：H38 年推計対比 生産年齢人口 △6,105 人（△14%）】

③ 予算規模の傾向

- ・合併特例期間終了に伴う普通地方交付税の一本算定による段階的かつ大幅な減少により、予算規模を縮小させなければなりません。
【H26 一般会計予算 363 億円→H30 計画 342 億円】

④ 行政改革の実行

- ・定員管理計画の確実な実行により総人件費を圧縮させなければなりません。
【H26 一般会計予算人件費 73 億円→H30 計画 72 億円】
- ・市有財産運用管理マスタープランの確実な実行により固定経費を圧縮させなければなりません。
【施設維持管理費を H32 までに 6 億円削減】

2. 12年間の取り組みの概要

(1) 取り組みの視点

本実施計画は、市民が一致団結してリニア時代を見据えた新しい時代を築いていくために必要な次の視点を踏まえて策定しています。

① 一体感醸成へのシフト

- ・合併以降の10年間は、旧市町村の単位でのまとまりや地域間バランスに配慮した施策や予算の枠組みとしてきましたが、これからは市としての一体感の醸成に重きを置いていく必要があります。
- ・地域イベントなども隣接地域と共同で行ったり、施設についても地域間で相互利用したりと、地域間の交流をより日常的なものとしていく方向にシフトしていくことが大切です。

② より広域的な視点へのシフト

- ・人口減少・少子高齢化と暗い話題ばかりのなかで、リニア開業は本市にとって千載一遇のチャンスです。このチャンスを生かし海外等からの誘客も含め交流人口の拡大を図るとともに、首都圏や名古屋都市圏等からの移住定住につなげていくことが必要です。
- ・これまでは内側の視点から捉えた施策や事業の組み立てが主流でしたが、これからは首都圏等の、外から見た視点で、本市の魅力を見つめ直し、それを生かし高めていく事業の組み立てが必要です。
- ・また、海外や首都圏等広い地域をターゲットにするには、本市の知名度アップを図ることはもとより圏域としての魅力向上を図ることが重要であるため、県や近隣市町村との連携をさらに強化していく必要があります。

③ 官から民へのシフト

- ・行政需要は増加しており、これに対し行政の力だけで応え続けることは財政的にも人的にも困難な状況になっていきます。
- ・市が持続的に発展していくためには、市民の手による積極的なまちづくりや地域活性化の取り組みが必要であり、民間が主体的にまちづくりに参画できる組み立てに転換していくことが必要です。

④ 「ここぞというとき」に力を出せる財政構造へのシフト

- ・合併算定替により地方交付税が大幅に減少するなど市の財政はさらに厳しさを増してくる状況にあります。
- ・一方、後期事業推進計画の積み残し等の大規模事業やリニア時代をにらんだ投資的事業を知恵と工夫により進めていく必要があります。
- ・市の持続的発展を図るためには、健全財政に軸を置きながら効果的かつ計画的な事業推進が必要であることから、自主財源の確保、経常経費の削減などをはじめとする「財政構造改革取り組み宣言」に掲げた取り組みを進め、「ここぞというとき」に力を出せる財政構造に転換していくことが必要です。

(2) 12年間に取り組む方向

総合計画基本構想の基本理念に基づいた、計画期間の12年間の取り組む方向性を示します。

①「人々がかがやくまち中津川」

地域住民が互いに気づかい、支え合うことで地域で安心して暮らすことができ、活躍の場も増えていきます。住民同士の絆が深まることで地域の基盤が作られ、伝統文化や生涯学習も継続性が生まれます。子どもたちはそうした地域の大人たちの活躍を間近で見て、地元に対する愛着を深め、地域を次世代に引き継いでいきます。

総合計画の12年間では、そうした地域の力を引き出し、生かし、支援することに重点を置いて取り組み、地域社会の持続的発展を進めます。

②「やすらぐ自然につつまれたまち中津川」

本市の豊かな自然環境を保全することや、地球温暖化防止のためのごみの資源化や二酸化炭素排出量の抑制は、市民の力がなければ進めることはできません。また、災害時には、避難行動や避難所の運営が重要になってくることから、住民の自主的で自律的な行動が重要となってきます。

総合計画の12年間では、市民と行政が協働して自然環境保全や地球温暖化防止に取り組むとともに、自主防災会などの自主的な取り組みを支援することに重点を置き、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

③「活気あふれるまち中津川」

人口減少が進むなかで、人を呼び込みにぎわいと活気にあふれたまちにするためには、魅力をしっかり磨くとともに産業を活気づかせることが必要です。産業に活気があることで若者がこの地に住み続けられ、またこの地に移り住む人も増えていきます。

総合計画の12年間では、行政の役割をしっかり認識したうえで、地域や観光事業者等と協働で地域資源の磨き上げを行うとともに、本市の経済を牽引する製造業をはじめとする既存企業の支援や、多様な雇用の場を創出する企業誘致に重点を置いて取り組み、「訪ねてよし・住んでよし」のまちづくりを進めます。

土地利用構想

リニア効果をしっかりと引き出す土地利用を進めるためには、企業の進出を促すとともに働く人の住宅整備を促進することや、その効果を市内の各地に波及させるための地域の拠点づくりを行う必要があります。一方で、景観を損なうような無秩序な開発を防ぐ取り組みも必要となってきます。

総合計画の12年間では、リニア効果を最大限に引き出すアクセス道路等の社会基盤の整備を行うとともに、自然や景観に配慮された魅力あるまちとなるような開発を行います。

基本構想の推進

基本構想の推進には、厳しい財政状況の中にあっても限られた予算、限られた人員で知恵を絞り、市民の力を借りながら効率的かつ効果的に施策を進めていく必要があります。

総合計画の12年間では、市民との情報共有や協働を通じて信頼関係を高め、市民ニーズを的確に捉えた行政運営を進めるとともに、行財政改革を貫徹し持続可能な行政運営を進めていくうえで重要となる堅固な財政基盤を構築します。

3. 基本方針

前期事業実施計画は、次の方針を基本に策定しています。

(1) 基本的事項

- ①基本構想に掲げる将来都市像実現のために必要不可欠であること。
- ②公益性を十分説明できること。
- ③前記「1 (4) 計画策定にあたっての基本認識」を考慮した組み立てとなっていること。
- ④事業の効果を最大限に発揮させる実施主体が検討されていること。

(2) 財政計画等との整合

- ・実施計画は、財政計画や公債費負担適正化計画と整合を図り、より実現性の高い計画とします。

(3) 国の計画等との整合

①国土強靱化基本計画との整合

- ・実施計画は、国の国土強靱化基本計画に定める主要施策である「国土強靱化を進めるうえで効果的な施策の推進」及び「地域の特性に応じた施策の推進」を踏まえた内容としています。

(例：国土強靱化基本計画から抜粋)

(3) 効果的な施策の推進

- ⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑪ 限られた資金を最大限活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑫ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑯ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑰ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

- ・実施計画は、国土強靱化基本計画に位置付けられた施策分野のうち、次の分野について本市の特性に合わせた事業を組み立てています。

個別施策分野 行政機能、消防、住宅・都市、保健医療・福祉、情報通信、交通、農林水産、国土保全、土地利用、環境

横断的分野 老朽化対策

②まち・ひと・しごと創生法との整合

- ・実施計画は、まち・ひと・しごと創生法の基本理念を踏まえた内容としています。

(例：まち・ひと・しごと創生法案の概要から抜粋)

基本理念 (第2条)

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備

- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営を図る。
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める。

(4) 事業のローリング

- ・事業の進捗管理は毎年度の検証（ローリング）により事務事業評価と一体的に行い、事業評価によって事業の改善や廃止を行います。
- ・事業評価にかかわらず、社会状況の変化によっては事業の縮小や廃止を行う場合もあります。
- ・事業の評価や進捗状況については、その結果を次年度以降の事業立案や予算編成等に反映させるとともに、必要に応じて公表します。

4. 体系別施策の展開

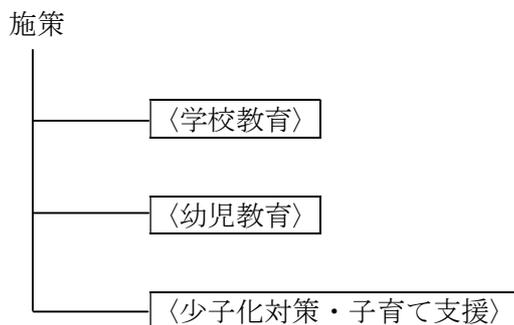
基本理念 (1) 人々がかがやくまち中津川

①実施事業の表中、
【新規】は計画期間中に新たに始める事業
【拡充】は計画期間中拡充して実施する事業
【戦略】は90、91ページに掲げる戦略事業
【大型】は92ページに掲げる大型事業
を示しています。
②担当課は、平成26年10月1日現在の課等の
名称です。

●政策の柱：①将来を担う人材が育つまち

めざすまちの姿

- 『子どもは未来の中津川のまちづくり人』という子育て理念に基づき、子どもたちの「よりよいひとりだち」を願い、心身ともに「たくましい子の育成」を目指した教育を進めるまち
- 家庭や地域の教育力の向上を目指し、学校・家庭・地域が連携して、社会全体で子どもたちを健やかに育て、将来の地域やまちづくりを担っていくことができる人材が育つまち



■施策別目標

〈1101 学校教育〉

□12年間のポイント

①基礎学力向上の推進と充実

少子化の進展や経済的な豊かさの実現など社会が成熟するなかで、人間関係の希薄化、個人主義の広がり、家庭や地域の教育力の低下が危惧されており、子どもの学ぶ機会を増やす取り組みや、目標設定意識を高めさせる取り組みが必要となってきます。そのため、一人ひとりの児童生徒に応じたきめ細かな指導の充実を図ることで、基礎的な「知識や技能」に加え、「学ぶ意欲」や「思考力、判断力、表現力など」の幅広い確かな学力の向上を図るとともに、学校と家庭が一体となって家庭での生活習慣、学習習慣を確立させ、子どもたちが目標を定めて努力する環境を整えます。

②学校規模等適正化基本計画の推進

少子化の進展に伴う児童生徒数の減少により学校の小規模化が進んでおり、集団のなかで生きる社会的な力や、多様な人間関係に対応できるコミュニケーション能力などを身に付けることが困難な状況も出てきています。そのため、地域の理解を得て学校の統廃合や学校区の変更を進め、子どもの教育にとって適正なクラス編成が行えるよう学校規模等の適正化を進めます。

③良好な学校施設の維持と計画的な改修

学校施設は、児童生徒が学習するための場として快適で日常生活における安全性の高さが求められるとともに、災害時の地域の避難施設として防災上の安全性の高さが求められます。そのため、計画的な修繕や改修を行い、施設の安全性を確保するとともに、児童生徒が多様な学習内容や学習形態に対応できる学校施設の整備を行います。

④幼・保・小の指導の連携推進

遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動から、教科学習が中心の小学校以降の教育活動への移行は、不適応を起こすことなく円滑に行うことが大切です。そのため、幼児教育等のよさを小学校教育につなぐための連携を行うなど、幼稚園・保育園、小学校が連携しながら子どもに対する指導方法を工夫して、幼稚園、保育園から小学校への円滑な移行を図ります。

□前期4年間の方針

①基礎学力向上の推進と充実

- 児童生徒の学力や学習状況について分析し、具体的な改善策を示して、学力の向上を促します。
- 研究指定校を中核とした指導法の研究、研修と実践を行い、校内において効果的に活用するなど、教師の指導力向上に取り組みます。
- 家庭での基本的な生活習慣の向上や学習習慣の定着をめざし、家庭での学習目標の設定等を行う取り組みを学校と家庭で連携して行います。
- 児童生徒の不登校の未然防止や不登校児童生徒の学校復帰をめざして、児童生徒や保護者への支援を行います。
- 小中学生を対象にした独自の事業を推進することにより、中津川市の未来を担う人材の育成を進めます。

実施事業名	事業概要	担当課
〔戦略〕 学力向上支援事業	<ul style="list-style-type: none">➤ 子どもの学力向上のため、小中学校において学力を高める研究と実践を行う。➤ 家庭での生活習慣や学習習慣を向上させるため、学校と家庭が連携したプログラムを実践する。➤ 児童生徒の状況に合わせた支援を行うため、人材の適正配置を行う。	教育委員会 学校教育課
子ども自立援助事業	<ul style="list-style-type: none">➤ 学校不適応傾向の児童生徒の不登校未然防止や、不登校児童生徒の学校復帰を目指すため、支援員等の派遣や適応指導教室、校内適応指導教室において復帰のための支援を行う。	教育委員会 教育研修所
〔戦略〕 中津川市の未来を担う人材育成事業	<ul style="list-style-type: none">➤ 命の尊さを学ぶ「命の教育」や、関係機関と連携により学校間の生徒の交流を図る「市内de留学」、「生徒会サミット」を開催し、児童生徒に広く学ぶ機会を提供する。➤ 科学への興味関心を高めるとともに未来を担う青少年育成のため、岐阜サマー・サイエンス・スクールを開催する。	教育委員会 学校教育課

②学校規模等適正化基本計画の推進

- 学校規模等適正化基本計画に基づき、地理的特性などの地域特性と今後の児童数の推計を考慮して、調査及び調整を行います。
- 坂本地区の学校施設の整備を進めます。
- 福岡地区の学校施設の統廃合に向けた基本設計を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
〔大型〕 学校規模等適正化基本計画の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校の統合や分離、学校区の変更等により学校規模を適正化するため、調査、調整を行う。 ➤ 坂本地区の学校施設の整備を進める。 ➤ 福岡地区の学校施設の統廃合に向けた基本設計を行う。 	教育委員会 教育企画課
〔新規〕 学校給食調理場総合整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校給食調理場の整備を計画的に進める。 	教育委員会 教育企画課

③良好な学校施設の維持と計画的な改修

- 学校施設の計画的な改修を定めた長寿命化計画に沿って改修を実施し、児童生徒が安全で安心して学べる教育環境を確保するとともに、学校施設の計画的な維持管理を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
小学校運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 教育環境の充実のため、小学校運営の適正な管理を行う。 	教育委員会 教育企画課
小学校施設営繕事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校施設の充実を図るため、地震被害を防ぐ屋内運動場の合わせガラスの整備等、小学校施設の適切な維持管理を行う。 	教育委員会 教育企画課
〔大型〕 小学校大規模改造事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学習環境改善のため、小学校施設を計画的に整備する。 ➤ 西小学校の大規模改修工事を行う。 	教育委員会 教育企画課
中学校運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 教育環境の充実のため、中学校運営の適正な管理を行う。 	教育委員会 教育企画課
中学校施設営繕事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校施設の充実を図るため、地震被害を防ぐ屋内運動場の合わせガラスの整備等、中学校施設の適切な維持管理を行う。 	教育委員会 教育企画課
中学校大規模改造事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学習環境改善のため、中学校施設を整備する。 	教育委員会 教育企画課
〔新規〕 学校給食調理場総合整備事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校給食調理場の整備を計画的に進める。 	教育委員会 教育企画課

④幼・保・小の指導の連携推進

- 幼・保・小の円滑な接続のための連携体制づくりを行います。
- 幼・保・小の円滑な接続を行うための、スタートカリキュラムなどの編成を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
幼児教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 小学校生活のスムーズなスタートのため、幼稚園、保育園、小学校の連携を行う。 	教育委員会 幼児教育課

■施策別目標

〈1102 幼児教育〉

□12年間のポイント

①幼稚園・保育園の体制・施設整備

未満児保育や延長保育などの保護者のニーズに応えるためには、保育の質を確保しながら受け入れ体制を整えていく必要があります。そのため、民間と連携して、幼児教育・保育ニーズに対応した人員配置などの受け入れ体制を整えるとともに、安全安心のための保育園、幼稚園施設の改修等の整備を進めます。

②幼稚園・保育園の適正配置推進

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を養う時期であり、幼児教育・保育において適正な集団規模のなかでの成長は、その後の小学校教育への円滑な移行にも重要となります。そのため、地域の実情に即し、適正な集団規模を維持するため、こども園も視野に入れた公立幼稚園・保育園の適正配置を進めます。

③一部公立園の民営化推進

幼児教育・保育サービスを維持、向上していくためには、民間にできる部分は民間に移行し、そこで得られる人的・財政的なメリットを公共が担うべき保育に充てることが有効です。そのため、公立園と私立園の役割分担を明確にし、市全体のバランスを考慮しながら、公立園の適正配置とあわせて民営化を進めます。

□前期4年間の方針

①幼稚園・保育園の体制・施設整備

- 園児が安全安心に過ごせる環境の確保のため、幼稚園・保育園施設の計画的な改修と維持管理を行います。
- 保育ニーズに即した受け入れ体制を整備します。

実施事業名	事業概要	担当課
〔新規〕 保育園規模適正化推進事業	➤ 子ども・子育て支援事業計画を踏まえたうえで、統廃合及び民営化等により、適正な集団規模を確保できる施設配置を進める。	教育委員会 幼児教育課
〔新規・大型〕 幼稚園規模適正化推進事業	➤ 子ども・子育て支援事業計画を踏まえたうえで、統廃合及び民営化等により、適正な集団規模を確保できる施設配置を進める。 ➤ 坂本幼稚園の整備に向けた調整を進める。	教育委員会 幼児教育課

②幼稚園・保育園の適正配置推進

- 適正な集団規模が確保できるように、少子化傾向などの時代潮流を見据えた施設配置の見直し計画（統廃合計画）を策定します。

実施事業名	事業概要	担当課
〔新規〕 保育園規模適正化推進事業（再掲）	➤ 子ども・子育て支援事業計画を踏まえたうえで、統廃合及び民営化等により、適正な集団規模を確保できる施設配置を進める。	教育委員会 幼児教育課

〔新規・大型〕 幼稚園規模適正化推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子ども・子育て支援事業計画を踏まえたうえで、統廃合及び民営化等により、適正な集団規模を確保できる施設配置を進める。 ➤ 坂本幼稚園の整備に向けた調整を進める。 	教育委員会 幼児教育課
-----------------------------	--	----------------

③一部公立園の民営化推進

- 公立が担うべき手厚い支援を必要とする児童の保育や中山間地域の保育を除き、民間参入が可能な一部公立園の民営化を進めます。

実施事業名	事業概要	担当課
〔新規〕 保育園規模適正化推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子ども・子育て支援事業計画を踏まえたうえで、統廃合及び民営化等により、適正な集団規模を確保できる施設配置を進める。 	教育委員会 幼児教育課
〔新規・大型〕 幼稚園規模適正化推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子ども・子育て支援事業計画を踏まえたうえで、統廃合及び民営化等により、適正な集団規模を確保できる施設配置を進める。 ➤ 坂本幼稚園の整備に向けた調整を進める。 	教育委員会 幼児教育課

■施策別目標

〈1103 少子化対策・子育て支援〉

□12年間のポイント

①結婚～出産～子育て～教育～就職の施策間連携の強化

将来のまちづくりを担う子どもたちを心豊かに育てていくためには、成長段階に応じた子育て環境や教育環境の充実が必要です。そのため、結婚・妊娠・出産・子育て・教育・就職の連続した支援の流れを作るため、部門間の関係する事業のコーディネートを行うとともに、企業や地域等と連携して、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

②中津川市子ども・子育て支援事業計画の推進

子どもを安心して産み、育てられる環境の実現は市民の願いであり、移住・定住の観点からも重要な判断基準となります。そのため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、中津川市子ども子育て会議の意見を聞きながら、子どもの教育、保育、子育て支援を総合的に進める仕組みづくりを行います。

③放課後児童クラブの運営支援

核家族化や共働きの増加により、仕事と子育ての両立と児童の健全育成の役割を担う放課後児童クラブの必要性は益々大きくなっています。そのため、放課後児童クラブへの施設整備や指導員の紹介などの運営支援等を行い、子育てしやすい環境づくりを進めます。

④子育て支援センターの機能強化

子育て親子が安心して子育てを行うためには、子育ての悩みなどを親だけで抱え込まず、他の親等との触れ合いを通して子育てをしていくことが重要です。そのため、子育てについて気軽に交流や相談ができる子育て支援センターの設置と、各施設の機能強化を行います。

⑤母子保健事業の推進

核家族化の増加など親や子どもを取り巻く環境変化に伴い、育児に不安を抱えている保護者が増えています。そのため、妊娠、出産、乳幼児期、思春期のライフサイクル各期を通じた母子保健を進めることで、子どもの健やかな成長と親が安心して子育てできる環境づくりを進めます。

□前期4年間の方針

①結婚～出産～子育て～教育～就職の施策間連携の強化

- 女性の雇用の促進や、男性の育児休暇の取得等の促進を市内企業に働きかける取り組みを進めます。
- 経済的に負担の大きい多子世帯への支援体制の構築など、出産しやすい環境づくりを行います。

実施事業名	事業概要	担当課
〔新規・戦略〕 子どもを増やすための事業	➤ 子育て支援サービスや働き方、出産・育児等の課題について研究し、少子化対策のモデル事業を実施する。	定住推進部 定住推進課

②中津川市子ども・子育て支援事業計画の推進

- 子ども・子育て支援事業計画の各事業を実施し、子育て支援を充実します。

実施事業名	事業概要	担当課
子ども・子育て事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 幼児教育や保育に対する保護者ニーズに応えるため、計画に基づき教育保育環境の充実を図る。 ➤ 子どもたちに対して、目指すべき子育て支援の在り方やファミリーサポートセンター事業、病児・病後児保育事業等具体的事業について計画に位置付けニーズに応える。 	教育委員会 子育て政策室

③放課後児童クラブの運営支援

- 南学童保育所、東学童保育所、坂下学童保育所の施設整備を行います。
- 放課後児童クラブの運営支援を行うとともに、学校施設の活用等を視野に入れた整備計画を策定します。

実施事業名	事業概要	担当課
〔戦略〕 放課後児童クラブ運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子育てしやすい環境づくりのため、南学童保育所、東学童保育所、坂下学童保育所の設置及び市内の放課後児童クラブの運営に関する支援を行う。 	教育委員会 子育て政策室

④子育て支援センターの機能強化

- 子育て支援センターの未設置地区に、子育て支援センターを設置します。
- 子育て家庭が教育・保育施設や、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートします。

実施事業名	事業概要	担当課
〔戦略〕 子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 安心して子育てできるよう、やさか地域、阿木地域に子育て支援センターを設置する。 ➤ 子育て家庭が子育て支援を円滑に受けられるよう「利用者支援事業」を行う。 ➤ 子育て支援センターや児童館、児童センター、ファミリーサポートセンターによる相談体制の充実を図る。 	教育委員会 子育て政策室

⑤母子保健事業の推進

- 中津川市母子保健事業計画に基づき、健康な身体づくりへの取り組み検診等の支援や親が安心して子育てができるための相談等の支援を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
母子保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 特定不妊治療費助成、妊婦健康診査・妊婦歯科健診、歯科保健指導を実施する。 ➤ 受けやすい健診・相談・教室・訪問、予防接種を実施する。 	健康福祉部 健康医療課

●政策の柱：②健康に暮らせるまち

めざすまちの姿

- だれもが健康で暮らせるよう、生活習慣病の発症と重症化の予防がなされ、ライフステージごとの健康状態が改善されているまち
- かかりつけ医制度が定着し、民間医療機関と公立病院の役割分担・連携により地域格差なく安心して医療が受けられるまち



■施策別目標

〈1201 健康づくり〉

□12年間のポイント

①生活習慣病予防の推進

生活習慣病や感染症の増加は、生活の質を低下させ健康寿命を短くするだけでなく、医療費の増加の大きな原因となります。そのため、病気の早期発見・早期治療を促すため、がん検診や健康診査などの健診に取り組みます。

また、幼年期からのバランスのとれた食事と運動習慣を身に付けることで、長いスパンでの生活習慣病予防が図られることから、家庭での食育や運動の習慣づけを促進します。

感染症の予防については、感染症から市民を守り社会全体から感染症流行を防ぐため、インフルエンザ等の予防接種をライフステージに応じて推進します。

②健康増進の取り組みの推進

健康な体を維持することは、健康寿命の延伸や充実した生活を過ごすうえで最も重要な要素です。そのため、市民8万人の健康増進をめざし、市民が気軽に健康づくりに参画できる仕組みづくりや、健康づくりに関する条例の制定や都市宣言などにより、健康づくりを全市的な取り組みとして展開します。

また、健康づくり運動を通して仲間をつくることで、参加意欲や生きがいも生まれてくることから、仲間づくりがしやすい身近な地域や職場で健康づくり運動が進められるようウォーキングや健康体操などの普及に取り組みます。

□前期4年間の方針

①生活習慣病予防の推進

- 市広報などを活用してがん検診などの受診率を高めるほか、各健康保険の保険者が実施する特定健康診査の受診を促すための広報などを関係機関と連携して行います。
- 保健指導が必要な受診者に対して、禁煙や肥満予防等の保健指導や相談を行います。

- 乳幼児健診や健康福祉まつりなどの健康イベントを利用して、保護者に対して生活習慣病にならないための食育と運動の普及に取り組みます。
- インフルエンザワクチンや、平成26年度から新たに始まった水痘症ワクチン等の子どもに対する予防接種を継続して実施するほか、高齢者に対して行うインフルエンザワクチンや平成26年度から新たに始まった成人肺炎球菌ワクチン等の予防接種に対して補助を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
健康診断推進事業	➤ 各種がん検診を実施するとともに、がん予防を推進するため、受診の勧奨を行う。	健康福祉部 健康医療課
感染症予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 感染症から市民を守るため、予防接種法で定められた定期予防接種に加え、市独自の事業として子どものインフルエンザ予防接種費用の一部助成を行う。 ➤ 予防接種の接種率の向上のため、予防接種の必要性に関する広報を行う。 	健康福祉部 健康医療課

②健康増進の取り組みの推進

- 市民が健康づくりに関心を持ち気軽に取り組めるよう、関係団体等と連携して健康づくりへの動機づけや運動習慣の定着化を促進する取り組みを行います。
- 市広報などを活用して、健康づくり運動の啓発を行います。
- 地域や職場での健康づくりのため、区長会や商工会議所、商工会等の協力を得て、出前講座やイベントを活用した健康づくり運動の普及に取り組みます。

実施事業名	事業概要	担当課
〔戦略〕 8万人のヘルスアップ事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 健康づくりに関する普及啓発の充実強化、健康づくり関係イベントへの参加に対しポイント制を導入するなど市民総ぐるみの健康づくりを推進する。 ➤ 市民の健康づくり運動のきっかけを増やすため、市ホームページを中心に、健康づくり運動を進める団体の取り組みを紹介する。 ➤ 健康づくり運動を普及するため、地域や職場に対する出前講座を行う。 	健康福祉部 健康医療課

■施策別目標

〈1202 地域医療・公立病院〉

□12年間のポイント

①医療機関の役割分担と連携の推進

市民病院は、救急患者の受け入れ等の急性期を担う二次医療機関、坂下病院は二次救急と医療必要度の高い慢性期を担う医療機関としての役割があり、公立診療所、民間医療機関は一般医療を提供する一次医療機関としての役割があります。市民がそれぞれの医療機関の役割に応じて受診をすることで、医療機関がそれぞれの役割を十分発揮することができます。そのため、かかりつけ医制度を定着させるとともに、安心できる地域医療体制の確立のため、公立病院・診療所と民間医療機関が連携して、切れ目のない医療を市民に提供する「地域完結型医療」を推進します。

②持続可能で地域格差の少ない医療体制の整備

医療機関の偏在等による地域格差を解消することは、安全・安心を確保するうえで必要な要素です。そのため、救急医療対策、へき地医療対策など、中津川市地域保健医療計画に定める地域医療対策を行い、地域格差の少ない総合的な地域医療体制の構築を進めます。

③医師、看護師など医療スタッフの確保

患者中心の安心・安全で、安定的な医療を長期にわたって提供するためには、医師や医師を支える看護師等の確保と定着化が必要不可欠となります。そのため、貸付制度などを活用するなどして、医療スタッフの確保を進めます。

④公立病院等の役割（機能）分担と連携強化

本市の地域医療を守り続けていくためには、各公立病院、公立診療所の役割分担と医療連携が必要不可欠となります。そのため、それぞれの医療機関の機能と果たすべき役割を明確にして、それぞれの役割に応じた医療を提供します。

⑤経営の健全化

公立病院が安定した医療を提供するためには、経営を健全化して安定的な基盤を築くことが重要です。そのため、職員や医療機器の管理などを効率的に行い、経営の健全化を図ります。

□前期4年間の方針

①医療機関の役割分担と連携の推進

- 市ホームページなどを活用して、かかりつけ医などの制度の定着のための普及に取り組みます。
- 公立病院・診療所と民間医療機関の間で、患者紹介、逆紹介などを円滑に行うための患者情報の共有などの必要な調整を医師会等の医療関係団体と行います。
- 医師会の協力を得て行う平日夜間・休日当番医の定着のため、市広報などを活用して普及に取り組みます。

実施事業名	事業概要	担当課
地域医療対策事業	➤ 安心できる地域医療体制の確立のため、医師確保奨学金事業、地域保健医療計画の策定、地域総合医療センターの運営を行う。	健康福祉部 健康医療課

②持続可能で地域格差の少ない医療体制の整備

- 第二次中津川市地域保健医療計画に基づき、ドクターカーなどの救急医療対策、産科医を確保して行う周産期医療対策、恵那保健所が主体となって構成される「恵那地域災害医療コーディネーターチーム」への参加などの災害医療対策、国保診療所の運営などのへき地医療対策などの取り組みを継続して行います。
- ドクターカーや産科など、充実した医療体制のPRに取り組みます。

実施事業名	事業概要	担当課
地域医療対策事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 安心できる地域医療体制の確立のため、医師確保奨学金事業、地域保健医療計画の策定、地域総合医療センターの運営を行う。 	健康福祉部 健康医療課
〔新規・戦略〕 救命医療・産科医療体制充実事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ドクターカーによる救命医療の充実と併せ、里帰り出産の受入れ・分娩制限の解除を行い、分娩体制の一層の充実を図る。 	病院事業部
市民病院繰出金事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 次の経費のうち、一般会計負担分を病院事業会計（市民病院分）へ繰り出す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 周産期医療、小児医療、救急医療、高度医療、医師確保対策等にかかる経費 ・ 市民病院の建設改良にかかる経費 	健康福祉部 健康医療課
坂下病院繰出金事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 次の経費のうち、一般会計負担分を病院事業会計（坂下病院分）へ繰り出す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ リハビリテーション医療、小児医療、救急医療、高度医療、医師確保対策等にかかる経費 ・ 坂下病院の建設改良にかかる経費 	健康福祉部 健康医療課
坂下老人保健施設繰出金事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 坂下老人保健施設の企業債等の一般会計負担分を病院事業会計坂下老人保健施設分へ繰り出す。 	健康福祉部 健康医療課
国民健康保険事業（直診勘定）繰出金事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ へき地医療を行う次の診療所に対して、一般会計負担分を国保事業会計（直診勘定）へ繰り出す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 川上診療所、加子母歯科診療所、蛭川診療所 	健康福祉部 健康医療課

③医師、看護師など医療スタッフの確保

- 奨学金等を活用して医療スタッフを募集するとともに、大学等に対して医療スタッフの積極的な勧誘を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
地域医療対策事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 安心できる地域医療体制の確立のため、医師確保奨学金事業、地域保健医療計画の策定、地域総合医療センターの運営を行う。 	健康福祉部 健康医療課
医師・看護師等医療スタッフの確保事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 若手医師、看護師等の確保のため、合同説明会等を活用してPRを行う。 ➤ 若手医師、看護師等の確保のため、大学医局の訪問や、大学、専門学校における就職勧誘を行う。 	病院事業部

④公立病院等の役割（機能）分担と連携強化

- 「中津川市公立病院改革プラン」に位置付けられた市民病院と坂下病院の役割を明確にし、「医療職員等配置適正化計画」と「医療機器等整備計画」の各実施計画により、適切な人員配置と医療機器等の整備を計画的に行います。

実施事業名	事業概要	担当課
〔新規〕 公立病院の役割（機能）分担と連携強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域医療を維持するため、市民病院と坂下病院の役割を明確にする。 ➤ 医療スタッフや事務職員の適正配置を行うため、「医療職員等配置適正化計画」を策定する。 ➤ 医療機器の適正配置を行うため、「医療機器等整備計画」を策定する。 	病院事業部

⑤経営の健全化

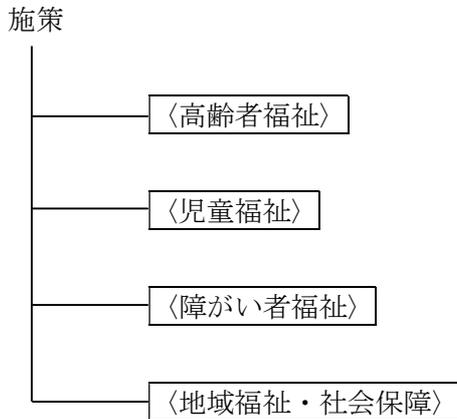
- 「中津川市公立病院改革プラン」の実施計画に基づき職員人事管理と医療機器等整備・管理を徹底するとともに、医薬品の共同購入等に取り組むことで経営の健全化を図ります。

実施事業名	事業概要	担当課
市民病院繰出金事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 次の経費のうち、一般会計負担分を病院事業会計（市民病院分）へ繰り出す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 周産期医療、小児医療、救急医療、高度医療、医師確保対策等にかかる経費 ・ 市民病院の建設改良にかかる経費 	健康福祉部 健康医療課
坂下病院繰出金事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 次の経費のうち、一般会計負担分を病院事業会計（坂下病院分）へ繰り出す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ リハビリテーション医療、小児医療、救急医療、高度医療、医師確保対策等にかかる経費 ・ 坂下病院の建設改良にかかる経費 	健康福祉部 健康医療課
坂下老人保健施設繰出金事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 坂下老人保健施設の企業債等の一般会計負担分を病院事業会計坂下老人保健施設分へ繰り出す。 	健康福祉部 健康医療課
〔新規〕 公立病院経営改善事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公立病院の安定経営のため、委託費等固定費の見直しや医薬品の共同購入等に取り組む。 ➤ 一般会計繰入の適正化のため、職員人事管理の徹底、医療機器等管理の徹底、患者情報等の効率活用を行う。 	病院事業部

●政策の柱：③温かい福祉のまち

めざすまちの姿

- 誰もが地域や家庭で安心して暮らすことができるよう、一人ひとりにあったサービス・支援が受けられ、年齢、障がいの有無に関わらず、多様な交流が行われ、楽しさや生きがいを実感できるまち



■施策別目標

〈1301 高齢者福祉〉

□12年間のポイント

①介護予防も含めた健康づくりと生きがいづくり

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、若年期からの健康づくりとともに、介護状態とならないための高齢者の体力づくりが必要です。そのため、健康づくり（12ページ参照）施策の展開に加え、体力低下を防ぐために運動機能を向上させるための活動など介護予防事業を進めます。

また、高齢者の健康寿命の延伸のためには、社会活動に参加して楽しみや生きがいを高めていくことが重要であることから、高齢者が主体となっている団体が継続して活動が行えるよう、組織強化などに関する支援を行います。

②地域の見守り、在宅支援の充実

今後、団塊の世代が高齢化するなど高齢者世帯が増加するなかで、高齢者が孤立し、地域で暮らし続けることが困難な状況が予測されます。そのため、一人暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯の見守り活動を推進するとともに、身体的な理由で日常生活に不自由を抱える高齢者の在宅での生活支援サービスが必要であることから、通院時の移送サービスなどの支援を行います。

③認知症予防と認知症高齢者への支援

後期高齢者の増加とともに認知症患者の増加が予測されます。そのため、認知症にならないための予防に関する研修会等の実施や早期発見のための相談体制の整備、認知症患者に対して適切な対応をとるための正しい知識の普及などを進めます。

また、徘徊など認知症患者特有の行動から生じる事故や行方不明などが心配されることから、事故を未然に防ぐためにも地域住民が主体となった見守り活動の仕組みづくりを推進します。

④一人ひとりにあった介護サービスの充実

介護サービスが必要な高齢者が安心して暮らすには、要介護認定者に対する在宅や施設における介護サービスの充実や、介護支援専門員などによる支援の充実が必要です。そのため、居宅介護支援や居宅介護サービスの充実と利用促進を図るとともに、在宅での生活が困難な要介護認定者に対する施設サービスの充実を図ります。

また、要介護認定者やその家族を支援する介護支援専門員が、多職種と協働・連携しケアマネジメントができるよう体制づくりや、制度改正の情報提供、研修などを通して資質の向上につながる取り組みを行います。

⑤地域包括ケアの充実

高齢者が住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送るためには、在宅で保健医療や福祉サービスを受けることができる体制づくりが必要です。そのため、医療機関や介護事業所などの関係機関と連携して、保健医療、福祉、介護が一体となった体制を整備し、一体的な支援を行う地域包括ケアを推進します。

□前期4年間の方針

①介護予防も含めた健康づくりと生きがいづくり

- 集中型の介護予防事業（あんきなくらぶ）等を実施するとともに、参加者を増やすための啓発活動を実施します。
- 健康づくりや生きがいづくりのため、高齢者主体の団体が行う活動に対して支援を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
介護予防・日常生活支援総合事業	➤ 高齢者の介護予防・生活支援のため、介護保険制度の介護予防・生活支援総合事業による支援を行う。	健康福祉部 高齢支援課
高齢者活動推進事業	➤ 老人クラブやシルバー人材センターなどが継続して活動ができるよう支援を行う。	健康福祉部 高齢支援課

②地域の見守り、在宅支援の充実

- 区長会等の関係機関と連携して、地域の見守り活動など地域で高齢者を支援する仕組みづくりを行います。
- 高齢者が住み慣れた地域や住まいで自立した生活を送るため、援護が必要な高齢者の在宅福祉サービスを実施する。

実施事業名	事業概要	担当課
要援護高齢者支援事業	➤ 移送サービスや緊急通報装置の設置などを行い、高齢者の在宅での生活支援を行う。	健康福祉部 高齢支援課
高齢者活動推進事業（再掲）	➤ 老人クラブやシルバー人材センターなどが継続して活動ができるよう支援を行う。	健康福祉部 高齢支援課

③認知症予防と認知症高齢者への支援

- 認知症予防・家族支援のため、医療、介護サービスなどのコーディネートをを行う認知症地域支援推進員を設置します。

- 初期の認知症患者に対して複数の専門職等が包括的に自立サポートを行う体制を構築します。
- 認知症などにより判断能力が不十分な方の権利を守るために、成年後見センターによる成年後見制度の相談・支援を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
包括的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 介護サービスが必要な高齢者や家族が安心して暮らせるよう、介護保険法に位置付けられた総合相談、権利擁護、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、家族支援など在宅支援の事業を行う。 	健康福祉部 高齢支援課
成年後見活用安心事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 成年後見制度に関する相談・支援事業を委託する。 	健康福祉部 高齢支援課

④一人ひとりにあつた介護サービスの充実

- 要介護者に対する在宅サービスとして、訪問系サービス、通所系サービス、短期入所サービスなどの提供や、要支援者に対する介護予防サービスを行います。
- 介護保険施設の受け入れ体制を順次整えるとともに、居宅サービスの利用を促進します。
- 地域包括支援センターが主体となって行うケアマネ部会等を利用して、介護支援専門員の能力や知識向上につなげるための情報提供を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
介護保険事業会計繰出金事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 介護保険事業会計に対して、介護給付費・地域支援事業等の一般会計負担分を繰り出す。 	健康福祉部 高齢支援課
包括的支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 介護サービスが必要な高齢者や家族が安心して暮らせるよう、介護保険法に位置付けられた総合相談、権利擁護、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、家族支援など在宅支援の事業を行う。 	健康福祉部 高齢支援課
在宅介護支援センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 高齢者等の相談等に対応するため、市内各地域の在宅介護支援センターを運営する。 	健康福祉部 高齢支援課

⑤地域包括ケアの充実

- 地域包括支援センター、在宅介護支援センターや地域総合医療センターなど保健医療、福祉、介護の連携による包括的な在宅支援を行います。
- 地域、保健医療、福祉、介護の関係者が連携して、地域単位での包括的で切れ目のないサービス提供のための仕組みづくりを行います。

実施事業名	事業概要	担当課
包括的支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 介護サービスが必要な高齢者や家族が安心して暮らせるよう、介護保険法に位置付けられた総合相談、権利擁護、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、家族支援など在宅支援の事業を行う。 	健康福祉部 高齢支援課
地域医療対策事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 安心できる地域医療体制の確立のため、医師確保奨学金事業、地域保健医療計画の策定、地域総合医療センターの運営を行う。 	健康福祉部 健康医療課
在宅介護支援センター運営事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 高齢者等の相談等に対応するため、市内各地域の在宅介護支援センターを運営する。 	健康福祉部 高齢支援課

■施策別目標

〈1302 児童福祉〉

□ 1 2 年間のポイント

①児童虐待の早期発見・早期対応

児童虐待の重度化や世代間の連鎖を予防するには、児童虐待の通告や相談をしやすい環境を整える必要があります。そのため、24時間の虐待通告受付体制を維持して虐待の早期発見を図るとともに、関係機関と連携して早期対応のための情報共有等を行います。

②ひとり親家庭の自立支援

離婚によりひとり親家庭となる家庭が増加傾向にあり、離婚後の生活に経済的な不安を抱えるひとり親が増えています。そのため、ひとり親に対する相談体制を維持し、相談内容に応じた助言等を行うとともに、各種制度を利用した職業訓練などを実施し、ひとり親家庭の自立を進めます。

③発達相談事業の充実

児童数が減少するなかで、発達に心配があり療育を必要とする児童数は増加傾向にあります。そのため、発達に関する相談窓口の充実を行うとともに、発達支援センターの通所による療育の指導員や相談支援専門員などの専門的な人材の育成を行います。

また、分散している「どんぐり」を統合することにより、集団指導体制の確立を図ります。

④乳幼児医療費助成

子どもは病気やけがによって病院にかかる頻度が高いため、必要とする医療が容易に受けられるよう環境を整える必要があります。そのため、乳幼児の医療費自己負担額を助成することにより、子どもの健全育成や子育て世代の経済負担の軽減を図ります。

□ 前期 4 年間の方針

①児童虐待の早期発見・早期対応

- 関係機関と連携して、児童虐待の通告や相談の受け付けを24時間体制で行います。
- 関係機関と個別ケースなどを情報共有し、支援方法などを検討する場として要保護児童・DV防止対策地域協議会を開催します。

実施事業名	事業概要	担当課
児童福祉総務事業	<ul style="list-style-type: none">➤ ひとり親家庭の自立促進のため、ひとり親家庭等に関する相談等の支援を行う。➤ 児童の権利利益を擁護し、児童虐待の発生を減らすため、通告や相談をしやすい環境を整え、児童虐待を早期発見して適切に対応する。	健康福祉部 福祉相談室

②ひとり親家庭の自立支援

- ひとり親家庭の健康不安や育児不安を解消するための相談受付を継続して行います。
- 高等職業訓練促進給付金事業や母子及び父子並びに寡婦福祉金貸付制度等を活用して、ひとり親世帯の経済的安定と自立支援を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
児童福祉総務事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ひとり親家庭の自立促進のため、ひとり親家庭等に関する相談等の支援を行う。 ➤ 児童の権利利益を擁護し、児童虐待の発生を減らすため、通告や相談をしやすい環境を整え、児童虐待を早期発見して適切に対応する。 	健康福祉部 福祉相談室
児童手当事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 児童を養育している保護者に児童手当を支給する。 	健康福祉部 障害援護課
ひとり親医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ひとり親家庭の経済的不安解消のため、母子・父子世帯等への医療費の自己負担分（保険診療分）を助成する。 	健康福祉部 障害援護課

③発達相談事業の充実

- わかりやすい相談窓口の確立に向けた窓口のワンストップ化を図り、子育て・発達障がい・教育・福祉等の子どもに関する相談が気軽にできる体制を整えます。
- 発達支援センターつくしんぼとどんぐりによる、児童の個々に応じた発達指導を行います。
- 分散しているどんぐり5教室を集約するための基本方針を定めます。

実施事業名	事業概要	担当課
児童発達支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 療育の必要な児童に対して、通所による療育を行う。 	教育委員会 発達支援センター
保育所等訪問支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 児童の保育環境の充実を図るため、集団生活に馴染めないなど集団生活に課題のある児童や、指導を行う保育士等を対象に、園等を訪問し支援を行う。 	教育委員会 発達支援センター
障害児相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 児童個々に応じた発達指導の充実のため、つくしんぼ・どんぐり等により通所もしくは通所予定の児童の課題を整理しながら、利用計画等を作成し、それに基づいた支援を行う。 ➤ 子どもに関する相談窓口の充実のため、相談支援専門員の育成計画を定める。 	教育委員会 発達支援センター
子ども相談・支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 相談窓口の担当部局と連携しながらワンストップ化のシステムを構築する。 ➤ 子どもの障がいや、発達のつまずきを早期に発見し、適切な支援を行うため、保護者や関係機関との連携を図る。 	教育委員会 発達相談室

④乳幼児医療費助成

- 義務教育終了までの乳幼児、児童の保険診療分医療費の自己負担額を助成します。

実施事業名	事業概要	担当課
乳幼児等医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子どもの健全育成や子育て世代の経済負担の軽減のため、義務教育終了までの児童の医療費自己負担分を助成する。 	健康福祉部 障害援護課

■施策別目標

〈1303 障がい者福祉〉

□ 12年間のポイント

①障がい者が安心して暮らせる環境づくり

障がい者が安心して生活するためには、障がい者本人が自分の意思に基づいて、自立した生活ができる環境を整える必要があります。そのため、障がい者や家族の意向などのニーズを把握し、必要な支援ができる体制を整えるとともに、生活などに関する相談に応えるため、関係団体と連携した相談窓口の充実を図ります。

②障がい者の就労支援、社会参加の促進

障がい者が就労などを通して社会に参加することは、障がい者本人の自立に大きく貢献します。そのため、障がいの程度や特性に応じた就労訓練を行い就労につなげるとともに、関係機関と連携して障がい者雇用や障がい者の特性や能力について理解の促進を図ります。

また、障がい者が、文化活動やスポーツ活動を通して、同じ趣味を持つ仲間と交流することが社会参加につながるため、文化、スポーツのイベントを開催して多くの人と交流できる場を提供します。

③障がい者に関わる人材の育成・確保

障がい者が安心して生活するためには、日常生活や社会参加をサポートする専門的な知識を持った人材が必要です。そのため、障がい者に関わる人材の育成を進め、障がい者のニーズに対応できる体制を整えます。

□ 前期4年間の方針

①障がい者が安心して暮らせる環境づくり

- 障がい者や福祉サービス事業者などで構成される障害者総合支援協議会と連携して、障がい者の保健医療、福祉、就労、教育について総合的な支援を行います。
- 障がい者相談支援事業所や身体障害者相談員・知的障害者相談員と連携して、サービス計画や悩み事などの相談に対応できる体制を充実します。

実施事業名	事業概要	担当課
障害者総合支援給付事業	➤ 障がい者が安心して生活できるよう、障害者総合支援法に基づいたサービスや計画相談支援、就労・居住支援、補装具支給、更生医療費等の支援を行う。	健康福祉部 障害援護課
重度心身障害者医療費助成事業	➤ 重度心身障がい者が安心して生活できるよう、医療費の自己負担分を助成する。	健康福祉部 障害援護課

②障がい者の就労支援、社会参加の促進

- 国等が行う障がい者雇用に関する支援金などの制度を活用し、障害者雇用促進協議会などの関係機関と連携して、一般事業所に障がい者雇用を拡大するための啓発活動を行います。
- 障がい者向けの公民館講座の開設やスポーツ交流会の開催など、障がい者関係団体が行うイベント等の支援を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
障害者総合支援給付事業（再掲）	➤ 障がい者が安心して生活できるよう、障害者総合支援法に基づいたサービスや計画相談支援、就労・居住支援、補装具支給、更生医療費等の支援を行う。	健康福祉部 障害援護課
地域生活支援事業（障がい者）	➤ 障がい者が自立した日常生活・社会生活を送れるよう、意思疎通の支援や相談事業所の確保、放課後等の居場所確保、施設サービス等の支援を行う。	健康福祉部 障害援護課

③障がい者に関わる人材の育成・確保

- 手話奉仕員などの奉仕員の養成を行い、必要に応じて派遣できる体制を整備します。
- 障がい者団体等が行う人材育成の支援を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
障害者総合支援給付事業（再掲）	➤ 障がい者が安心して生活できるよう、障害者総合支援法に基づいたサービスや計画相談支援、就労・居住支援、補装具支給、更生医療費等の支援を行う。	健康福祉部 障害援護課
地域生活支援事業（障がい者）（再掲）	➤ 障がい者が自立した日常生活・社会生活を送れるよう、意思疎通の支援や相談事業所の確保、放課後等の居場所確保、施設サービス等の支援を行う。	健康福祉部 障害援護課

■施策別目標

〈1304 地域福祉・社会保障〉

□12年間のポイント

①地域の支え合い活動の支援

高齢者等が地域で安心して生活するためには、公が制度として行うサービスだけではなく、地域住民による日常的な見守りやお互いを支え合う体制づくりが必要です。そのため、地域での支え合い活動を進める仕組みづくりや、近所付き合いを盛んにし、高齢者が地域から孤立しないようにするなどの支え合い活動の推進を促す取り組みを行います。

②国民健康保険

市民が安心して受診するためには、国民皆保険の基盤をなす国民健康保険の安定的な経営が求められます。そのため、生活習慣病の予防などを行い医療費の過度な伸びを抑制するとともに、保険料の適正水準を維持するための保険料の見直しを行います。

③生活保護

生活保護を必要とする世帯は年々増加しており、生活保護受給者の自立を支援する取り組みが重要です。そのため、就労支援や日常生活支援を行い、生活保護受給者の自立支援を行うとともに、生活保護受給者の医療費扶助を行います。

また、生活困窮者の自立支援には、生活保護に至る前の段階での早期支援が有効であることから、就労支援等を行い困窮状態から脱却するための包括支援を行います。

□前期4年間の方針

①地域の支え合い活動の支援

- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会が行う地域福祉活動を支援します。
- 社会福祉協議会と連携して、地域での支え合い活動の仕組みづくりを行います。
- 市民ボランティア団体や社会福祉法人等が行う、新たな地域支え合い活動の立ち上げの支援を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
地域福祉活動推進事業	➤ 地域の支え合い活動を推進するため、地域福祉を推進する社会福祉協議会、民生委員・児童委員の活動支援を行う。	健康福祉部 高齢支援課

②国民健康保険

- 生活習慣病の早期治療につながる特定健診、特定保健指導を行い、医療費の適正化を図ります。
- 保険料の見直しを行い、国保財政の安定化を図ります。
- 平成29年度以降の国保の広域化に向けて、スムーズな移行ができる体制を構築します。

実施事業名	事業概要	担当課
国民健康保険事業会計（事業勘定）繰出金事業	➤ 国民健康保険事業会計に対して、低所得世帯の保険料軽減分や出産一時金等の一般会計負担分を繰り出す。	健康福祉部 国民健康保健課
特定健診事業	➤ 生活習慣病の発症や重症化を予防するため、40歳から74歳の被保険者を対象とした健康診査を実施する。	健康福祉部 国民健康保健課
後期高齢者医療事業会計繰出金事業	➤ 後期高齢者事業会計に対して、療養給付費等の一般会計負担分を繰り出す。	健康福祉部 国民健康保健課
後期高齢者保健事業	➤ 生活習慣病の発症や重症化を予防するため、75歳以上の後期高齢者を対象とした健康診査を実施する。	健康福祉部 国民健康保健課

③生活保護

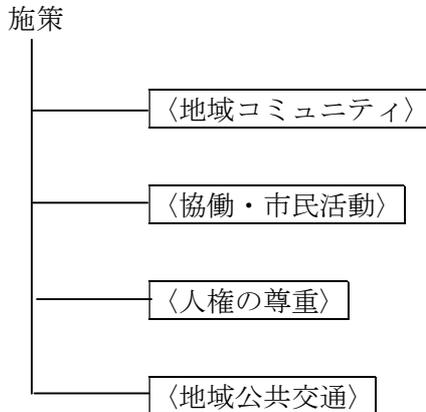
- 計画的な定期訪問により、生活保護受給者の生活実態の把握と自立に向けた支援を行います。
- 医療扶助費の分析と医療扶助費適正化に取り組みます。
- 生活困窮者の相談窓口を設置し、専門相談員が自立支援計画に基づいた自立相談支援など包括的な支援を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
生活保護事業	➤ 生活に困窮する方の最低限度の生活を保障するため、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、自立に向けた支援を行う。	健康福祉部 障害援護課

●政策の柱：④地域の活力があるまち

めざすまちの姿

- 市民が身近な地域に関心を持ち、誰もが活躍でき、開かれたコミュニティがあるまち
- 交通弱者も不安なく過ごせる地域公共交通が整備されているまち



■施策別目標

〈1401 地域コミュニティ〉

□ 1 2年間のポイント

①地域リーダーの育成

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むためには、後継者となる若者や女性のような新たな人材が地域づくり活動に参加して、地域を活性化していくことが必要です。そのため、地域と連携して地域活動参加を促す仕組みづくりを行い、地域活動参加が定着するよう取り組みを進めるとともに、地域のリーダーとなる人材の育成支援を行います。

②自治組織及び地域づくり組織の支援

地域が自主性を維持して継続的な活動を行うためには、自治会組織やまちづくり協議会等の地域団体の運営体制の確立が重要です。そのため、地域団体の運営体制を強化する仕組みづくりを全市域で行うとともに、活動を支援するための先進事例の情報提供や活動の財源となる交付金の交付を行います。

③地域コミュニティづくりの推進

地域コミュニティを持続させていくためには、外部から見た地域の魅力の発見や地域運営の新たな提案をしてもらうことも重要となります。そのため、市等が行う移住施策の展開にあわせて、移住者もなじみやすい地域コミュニティづくりの啓発を行います。

また、地域コミュニティづくりの核となる拠点を整備して、活動しやすい環境づくりを行います。

□前期4年間の方針

①地域リーダーの育成

- 三世代交流の場等を活用するなど、若い保護者が地域活動に参加する仕組みづくりを行います。
- 地域と連携して、地域活動を担う人材を育成するための講演会等を行います。
- 地域の大人と地域の中学生との意見交換会など、子どもの地域への愛着や誇りを養う地域活動を支援します。

実施事業名	事業概要	担当課
自治会活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の自主的な活動を支援するため、情報提供を行う。 ➤ 地域活動を支援するため、各地域へ自治活動支援交付金等を交付する。 	定住推進部 市民協働課

②自治組織及び地域づくり組織の支援

- 地域団体運営の核となる事務局体制を整備するための情報提供などの支援を行います。
- 自治組織への一括交付金などの仕組みづくりを行い、地域が活用しやすい交付金を創設します。

実施事業名	事業概要	担当課
自治会活動支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の自主的な活動を支援するため、情報提供を行う。 ➤ 地域活動を支援するため、各地域へ自治活動支援交付金等を交付する。 	定住推進部 市民協働課
〔戦略〕 地域活性化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域活動の活性化のため、地域の特性を生かした活動等の支援を行う。 	定住推進部 定住推進課

③地域コミュニティづくりの推進

- 区長会連合会等の関係機関と連携して、移住者がなじみやすい地域コミュニティのあり方についての啓発を行います。
- 地域活動の拠点となる苗木交流センター建設とその利用状況等の検証を行い、阿木交流センター整備に向けた基本設計を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
自治会活動支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の自主的な活動を支援するため、情報提供を行う。 ➤ 地域活動を支援するため、各地域へ自治活動支援交付金等を交付する。 	定住推進部 市民協働課
〔大型〕 苗木交流センター整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域活動の拠点創出のため、苗木交流センターの建設を進める。 	定住推進部 定住推進課
〔大型〕 阿木交流センター整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域活動の拠点創出のため、阿木交流センターの整備を進める。 	定住推進部 定住推進課

■施策別目標

〈1402 協働・市民活動〉

□12年間のポイント

①協働意識の醸成・市民活動の普及・支援

行政と地域や市民団体等が共通課題をともに解決していくためには、市民と職員の協働意識を高めて、市民活動を広めていくことが必要です。そのため、研修会や講演会などを開催して協働の重要性や手法について紹介するなど、協働に参加しやすい仕組みづくりを行います。

また、男性も女性も気軽に地域づくり活動や市民活動に参加するため、男女共同参画を進めて多くの市民が活動できる環境を整えます。

②活動拠点の提供

市民が地域課題などを解決するための活動を展開するためには、活動の拠点となる場が必要です。そのため、各地域の公民館が活動の拠点となるような仕組みづくりに取り組み、多様な団体が交流できる場の提供を行います。

③市民活動ネットワークづくりの推進

地域団体や市民団体が活動するうえで、他団体との協力や情報の交換の機会が得られるとより効果の高い活動を行うことができます。そのため、市民と団体、団体と団体とのコーディネートを行う組織を設立し、市民活動をより活性化させるためのネットワークを充実させる取り組みを行います。

④域学連携の推進

地域と大学が協働して地域課題の解決や地域づくり行う域学連携は、地域の活性化と人材育成を進めるうえで大変有効な取り組みです。そのため、域学連携を市全域に広げるための体制づくりに取り組みます。

⑤コミュニティビジネスの支援

コミュニティビジネス（※）は、地域の課題を解決するほかにも雇用の確保などの地域活性化や、地域に貢献することによる生きがいの創出にもつながります。そのため、講演会などを開催してコミュニティビジネスへの関心を高めるとともに、創業に伴う相談体制を整備して、コミュニティビジネスを始めやすくする取り組みを行います。

※コミュニティビジネス：地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO（非営利団体）、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組む活動

□前期4年間の方針

①協働意識の醸成・市民活動の普及・支援

- 各種団体による創意工夫を生かした地域づくり活動を支援します。
- 協働に対する関心を高めるための研修会や講演会、協働を進めるための学習会などを開催します。
- 協働に関心を持っていただくよう、市民を募集してワークショップの開催や実際に活動を行うなどして、協働を始めるきっかけづくりを行います。
- 第4次男女共同参画プランの策定を行うとともに、男女共同参画の重要性を普及するための講演会等を開催します。

実施事業名	事業概要	担当課
がんばる地域サポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域活動の活性化のため、各地域等の創意と工夫を生かした地域づくり活動に対して補助金を交付する。 	定住推進部 市民協働課
〔戦略〕 市民協働推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 協働によるまちづくりを進めるため、地域リーダーの発掘や人材育成を図る。 ➤ 市民の自立した活動を活性化させるため、地域づくり活動支援センター（仮称）を立ち上げる。 ➤ 地域の活性化や人材育成を進めるため、大学と地域の継続的な連携を図る。 ➤ 住民、NPO（非営利団体）、企業など、様々な主体と連携しコミュニティビジネスの普及・推進を図る。 	定住推進部 市民協働課
〔戦略〕 地域活性化推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域活動の活性化のため、地域の特性を生かした活動等の支援を行う。 	定住推進部 定住推進課

②活動拠点の提供

- 地域住民参画による公民館の運営管理を進めるため、モデル地区で公民館の指定管理者制度を導入します。
- 公民館などを拠点として、各団体が地域課題に取り組めるようワークショップ等を開催します。

実施事業名	事業概要	担当課
〔戦略〕 公民館を拠点とした地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公民館をまちづくりの拠点として活用するため、指定管理により地域で自主運営するなど、地域ニーズを反映した事業を進める。 	文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課
がんばる地域サポート事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域活動の活性化のため、各地域等の創意と工夫を生かした地域づくり活動に対して補助金を交付する。 	定住推進部 市民協働課
〔戦略〕 市民協働推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 協働によるまちづくりを進めるため、地域リーダーの発掘や人材育成を図る。 ➤ 市民の自立した活動を活性化させるため、地域づくり活動支援センター（仮称）を立ち上げる。 ➤ 地域の活性化や人材育成を進めるため、大学と地域の継続的な連携を図る。 ➤ 住民、NPO（非営利団体）、企業など、様々な主体と連携しコミュニティビジネスの普及・推進を図る。 	定住推進部 市民協働課
〔戦略〕 地域活性化推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域活動の活性化のため、地域の特性を生かした活動等の支援を行う。 	定住推進部 定住推進課

③市民活動ネットワークづくりの推進

- 市民の自立した活動を活性化させる地域づくり活動支援の拠点組織を設立し、各団体間の交流を活発にさせて市民活動の活性化を図ります。
- 地域づくり活動支援の拠点組織を通して、市民活動を行うための情報提供や研修会等を開催します。

実施事業名	事業概要	担当課
〔戦略〕 市民協働推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 協働によるまちづくりを進めるため、地域リーダーの発掘や人材育成を図る。 ➤ 市民の自立した活動を活性化させるため、地域づくり活動支援センター（仮称）を立ち上げる。 	定住推進部 市民協働課

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の活性化や人材育成を進めるため、大学と地域の継続的な連携を図る。 ➤ 住民、NPO（非営利団体）、企業など、様々な主体と連携しコミュニティビジネスの普及・推進を図る。 	
〔戦略〕 地域活性化推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域活動の活性化のため、地域の特性を生かした活動等の支援を行う。 	定住推進部 定住推進課

④域学連携の推進

- 全市に域学連携を展開するために、各地域の課題を整理して、課題とマッチした大学に対して協力を求める取り組みを行います。
- 域学連携が地域の発展につながるよう、まちづくり協議会等と地域住民に対して理解を求める取り組みを行います。

実施事業名	事業概要	担当課
〔戦略〕 市民協働推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 協働によるまちづくりを進めるため、地域リーダーの発掘や人材育成を図る。 ➤ 市民の自立した活動を活性化させるため、地域づくり活動支援センター（仮称）を立ち上げる。 ➤ 地域の活性化や人材育成を進めるため、大学と地域の継続的な連携を図る。 ➤ 住民、NPO（非営利団体）、企業など、様々な主体と連携しコミュニティビジネスの普及・推進を図る。 	定住推進部 市民協働課

⑤コミュニティビジネスの支援

- 地域に関わる様々な主体が協力しながら、継続的に地域の課題解決を図れるよう、高齢者の買い物対策などの地域課題を解決するようなコミュニティビジネスの先進事例の紹介や、研修会等を行います。
- コミュニティビジネスを始めるための資金調達や国等の補助について研究を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
〔戦略〕 市民協働推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 協働によるまちづくりを進めるため、地域リーダーの発掘や人材育成を図る。 ➤ 市民の自立した活動を活性化させるため、地域づくり活動支援センター（仮称）を立ち上げる。 ➤ 地域の活性化や人材育成を進めるため、大学と地域の継続的な連携を図る。 ➤ 住民、NPO（非営利団体）、企業など、様々な主体と連携しコミュニティビジネスの普及・推進を図る。 	定住推進部 市民協働課

■施策別目標

〈1403 人権の尊重〉

□12年間のポイント

①人権啓発の推進

市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識するためには、人権に関する広報活動や教育を通して、絶え間なく情報発信を行っていくことが重要です。そのため、市ホームページ等を活用して人権を尊重することの重要性を正しく発信する取り組みを行います。

また、人権教育と啓発の支えとなる中津川市人権施策推進指針の策定を行います。

②人権教育の推進

基本的人権の尊重の精神を正しく身に付けるためには、教育を通じて基本的人権を尊重する大切さを浸透させていくことが重要です。そのため、学校教育を通じて、児童期から人権尊重の重要性を教えていくとともに、社会教育を通じて広く市民が学習の機会を得られるよう、講演会を開催するなど人権教育の充実を図ります。

③人権相談体制の充実

市民が人権侵害に直面したとき、ひとりで抱え込むなど問題を深刻化させないため、相談窓口は身近なものである必要があります。そのため、人権擁護委員等の関係機関と連携して、市民が迷うことなく相談できる体制の充実を図ります。

□前期4年間の方針

①人権啓発の推進

- 広く市民に理解してもらうため、リーフレット等を活用して啓発活動を行います。
- 第二次中津川市人権施策推進指針の策定を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
人権施策推進事業	<ul style="list-style-type: none">➤ 人権意識高揚のため、啓発活動、人権教育、人権相談を行う。➤ 第二次中津川市人権施策推進指針を策定する。	生活環境部 市民課

②人権教育の推進

- 学校教育を通じて人権教室などに取り組むとともに、市民向けの人権講演会等を開催します。

実施事業名	事業概要	担当課
人権施策推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none">➤ 人権意識高揚のため、啓発活動、人権教育、人権相談を行う。➤ 第二次中津川市人権施策推進指針を策定する。	生活環境部 市民課

③人権相談体制の充実

➤ 人権相談体制を充実するため、常設の人権相談に加えて特設人権相談所を開設します。

実施事業名	事業概要	担当課
人権施策推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none">➤ 人権意識高揚のため、啓発活動、人権教育、人権相談を行う。➤ 第二次中津川市人権施策推進指針を策定する。	生活環境部 市民課

■施策別目標

〈1404 地域公共交通〉

□ 1 2年間のポイント

①公共交通網の利用促進

持続的な公共交通網の維持のためには、民間事業者や巡回バスなどの役割を明確にして効率的な輸送を行うとともに、利用者を増やすことが必要です。そのため、市内のエリアごとに有効な輸送手段を確立するとともに、公共交通機関の利用増進を図る取り組みを行います。

②既存鉄道の存続支援

阿木地域と他の地域を結ぶ基幹路線としての明知鉄道は、学生や高齢者などの重要な交通手段となっています。そのため、恵那市と連携してイベントの広報活動や補助を行うなど、存続に向けて継続的な支援を行います。

③高校生の通学対策

広い市域を有する本市においては、県立高校の統廃合により、路線バスでの遠距離通学を余儀なくされる高校生が多数います。そのため、路線バスなどを利用して遠距離通学をする高校生に対して、引き続き通学費の補助を行い、保護者の経済的負担の軽減とバスの利用促進をあわせた取り組みを行います。

④交通弱者対策の充実

自動車等の運転が困難な市民の交通の便を継続して確保していくためには、便利な交通手段の提供とサービスの効率化という2つの側面を備えた取り組みが必要です。そのため、利用者の多いエリアや少ないエリアなどの状況を踏まえ、交通弱者のニーズに合ったサービスの提供を行います。

○前期4年間の方針

①公共交通網の利用促進

- エリアごとで地域特性にあった輸送サービスを実施するための地域組織を設立し、利用者にあった運行方法へ見直しを行います。
- 公共交通機関の利用者を増やすため、学生と高齢者を重点に公共交通利用の啓発活動を実施します。

実施事業名	事業概要	担当課
地域交通推進事業	<ul style="list-style-type: none">➤ 市民の交通の便の継続的確保のため、利用者像と導入目的を明確にしてコミュニティバスを運行する。➤ 公共交通機関の利用促進、路線バスとコミュニティバスの乗り継ぎ円滑化のため、交通結節点整備を行う。➤ 明知鉄道の存続のため、運営費・維持修繕費等の補助を実施する。	定住推進部 定住推進課

②既存鉄道の存続支援

- 明知鉄道に対して、恵那市と連携して運営面や活動面での支援を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
地域交通推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市民の交通の便の継続的確保のため、利用者像と導入目的を明確にしてコミュニティバスを運行する。 ➤ 公共交通機関の利用促進、路線バスとコミュニティバスの乗り継ぎ円滑化のため、交通結節点整備を行う。 ➤ 明知鉄道の存続のため、運営費・維持修繕費等の補助を実施する。 	定住推進部 定住推進課

③高校生の通学対策

- 路線バスや明知鉄道を利用して遠距離通学をする高校生を対象に、通学定期券の購入費用に対する補助を実施します。

実施事業名	事業概要	担当課
高校生バス通学補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 経済的負担軽減とバスの利用促進のため、遠距離通学の高校生の通学定期券購入費用に対して補助を行う。 	定住推進部 定住推進課

④交通弱者対策の充実

- 民間路線バスとコミュニティバスを利用できない地域に新たな輸送サービスを検討します。
- 路線バスとコミュニティバスなどの乗り継ぎを円滑にするため、ルートの調整やバス停などの交通結節点の整備を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
地域交通推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市民の交通の便の継続的確保のため、利用者像と導入目的を明確にしてコミュニティバスを運行する。 ➤ 公共交通機関の利用促進、路線バスとコミュニティバスの乗り継ぎ円滑化のため、交通結節点整備を行う。 ➤ 明知鉄道の存続のため、運営費・維持修繕費等の補助を実施する。 	定住推進部 定住推進課

●政策の柱：⑤いきいきと暮らせるまち

めざすまちの姿

- 子どもから高齢者まで、誰もが生涯学習・読書やスポーツ活動に主体的に参加・参画しながらいきいきと暮らせるまち

施策

〈生涯学習・読書推進・スポーツ振興〉

■施策別目標

〈1501 生涯学習・読書推進・スポーツ振興〉

□12年間のポイント

①地域公民館の充実と利用促進

公民館では地域住民のニーズにあった多様な講座や活動を開催することが必要です。そのため、地域住民のニーズを取り入れながら講座内容を見直すなど、幅広い世代の市民に活用してもらえる公民館づくりに取り組みます。また、人、各家庭、地域等をつなぐコーディネーターとしての役割が公民館職員に必要で、そのため公民館に専任職員を配置し研修などを通してスキルアップを図りながら、公民館活動の活性化を図ります。

なお、多くの市民に利用される公民館を目指すためには施設の老朽化対策も必要であることから、公民館の計画的な改修を進めます。

②ひとづくりとまちづくりの拠点づくり

地域を担う人づくりのためには、子育てや福祉、環境など身近な地域における課題を解決するための学習機会の充実が求められます。そのため、公民館をまちづくりの拠点施設として、市民の学習活動を地域の課題解決につなげる取組を支援・普及させ、その成果をまちづくりに生かす地域づくり型生涯学習に取り組み、地域を担う人材の育成を推進します。

また、公民館を拠点とした地域主体のまちづくりを進めるため、住民が公民館運営に参画する指定管理者制度を導入し、地域主体の公民館体制を整えます。

③家庭教育の推進・青少年健全育成

核家族化や地域社会の希薄化により、子育てに関する世代間の連携ができず、子育てに不安を抱く保護者が増えています。そのため、地域が行う見守り活動や子ども達が子ども会活動などを通して地域行事等に参加する取り組みを支援するとともに、家庭教育力の向上のため指導者を養成し、地域で子育てについての相談や情報共有、学習ができる場の提供を行います。

また、子どもたちに地域行事等で活躍できる体験をさせながら、社会の一員として自覚を促す青少年健全育成の取り組みを支援します。

④読書活動の推進・図書館の機能向上

「読書」は知識の幅を広げるだけでなく、想像力を高め、豊かな自分をつくる営みとなります。そのため、図書館においては、本との初めての出会いづくりとして、赤ちゃんの3ヶ月検診時に絵本を手渡すブックスタートや、各年代が誰でも、いつでも、親しめる読書活動の工夫を行い、図書館ボランティアとともに生涯を通しての読書への導きを推進します。

また、地域図書室には、地域の特徴を持たせたコレクション的蔵書収集を進め、中央図書館を中心としたネットワークの整備や図書館施設の整備を図りながら、読書活動の拠点となる環境づくりに取り組みます。

⑤スポーツ活動の推進

スポーツは、心身一体となった充足や「健康・趣味・仲間との楽しさ」をもたらします。また、地域コミュニティの機能高め、地域の一体感や連帯感を深める力があります。そのため、ひとりでも多くの市民がスポーツ活動に参加できるよう、市民それぞれのライフステージに応じたプログラムの提供や身近なスポーツ環境を整備するとともに、子どもの人格形成につながる習慣的なスポーツ活動及び「1市民1スポーツ推進」の取り組みを行います。

また、スポーツ施設の運営について、スポーツ関係団体が参画する指定管理者制度を進め、より市民が利用しやすいスポーツ施設づくりに取り組みます。

⑥スポーツによる健康づくり

高齢者等がスポーツなどに取り組むことは、参加する喜びや人との交流による生きがいづくり、生活習慣病予防や健康維持・体力の増進などにつながります。そのため、健康づくり（13ページ参照）施策と連動して、身近な場所で行える生涯スポーツやレクリエーションなどの体力づくりにつながる取り組みを行います。

⑦スポーツ競技力の向上

競技スポーツの推進に取り組むことは、本市出身の選手が国際大会や全国大会などで活躍することにつながると同時に、市民が誇りと郷土愛を感じるきっかけにもなります。そのため、スポーツ関係団体が行う競技力の向上に対して支援を行うとともに、競技力向上には市民が「本物を見る・触れる・体験できる機会」が必要であることから、現有施設を利用した全国規模のスポーツ大会等を誘致する取り組みを行います。

□前期4年間の方針

①地域公民館の充実と利用促進

- 地域のコーディネーターとして専任の館長・公民館主事を配置し、地域公民館運営委員会で地域ニーズを把握しながら公民館活動を充実します。
- 新規受講者を増やすため、市広報や公民館イベント等を活用して講座の紹介などの情報発信を行います。
- 老朽化の進んだ公民館を計画的に整備していくため、市内公民館の改修等の整備方針を作成し、順次整備を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
公民館総務事業	➤ 公民館を地域の拠点施設として活用・活性化させるため、今後の公民館施設の整備について方針を作成し、順次整備を進める。	文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課

②ひとづくりとまちづくりの拠点づくり

- 地域課題を解決するための地域づくり・人づくりに関する講座の開催を増やすとともに、ひとづくりの実践のための支援を行います。
- 地域の人材や団体などを結んで市民の協働関係を構築しながら地域づくりを進める支援を行います。
- 地域住民参画による公民館の運営管理を進めるため、モデル地区で公民館の指定管理者制度を導入します。

実施事業名	事業概要	担当課
〔戦略〕 公民館を拠点とした地域づくり事業（施策：協働・市民活動（再掲））	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公民館をまちづくりの拠点として活用するため、指定管理により地域で自主運営するなど、地域ニーズを反映した事業を進める。 	文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課
生涯学習総務事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域を担う人づくりのため、公民館を拠点として地域づくり（人づくり）型学習講座を増やして人材育成を行う。 ➤ 子どもが地域活動に参加しやすく、保護者が地域のなかで相談しやすい環境を整えるため、ライフステージに応じて、学校教育、地域教育などと連携した家庭教育の支援を行う。 ➤ 子どもたちに社会の一員としての自覚を促す地域ぐるみの青少年健全育成活動の充実を図る。 	文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課
公民館総務事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公民館を地域の拠点施設として活用・活性化させるため、今後の公民館施設の整備について方針を作成し、順次整備を進める。 	文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課

③家庭教育の推進・青少年健全育成

- 「地域全体で子育て」ができる地域づくりや子育て環境を整えるため、関係機関と連携して地域ぐるみの活動を支援します。
- 市民が主体的に行う子育て支援団体への支援や、PTA等と連携して家庭教育の講演会などを実施します。
- 各地域の青少年健全育成団体が行うイベント活動等を通して、青少年の健全育成に取り組みます。

実施事業名	事業概要	担当課
生涯学習総務事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域を担う人づくりのため、公民館を拠点として地域づくり（人づくり）型学習講座を増やして人材育成を行う。 ➤ 子どもが地域活動に参加しやすく、保護者が地域のなかで相談しやすい環境を整えるため、ライフステージに応じて、学校教育、地域教育などと連携した家庭教育の支援を行う。 ➤ 子どもたちに社会の一員としての自覚を促す地域ぐるみの青少年健全育成活動の充実を図る。 	文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課

④読書活動の推進・図書館の機能向上

- 読書活動の推進に関する基本的な方向を定めた「子ども読書活動推進計画」に基づき事業推進を図るとともに、毎年度の進捗管理を行い、その評価を反映した第二次子ども読書活動推進計画の策定を行います。
- 利用者が解決したい課題に対して容易に情報が収集できる課題解決型サービスの充実を図ります。

実施事業名	事業概要	担当課
図書館総務事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 広く市民からの意見を反映させるため、図書館協議会を開催する。 ➤ 利用者へのサービスの充実を図るため、司書を適正数配置する。 ➤ 司書のスキルアップのため、研修等を実施する。 	文化スポーツ部 図書館
読書推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 読み聞かせの大切さを伝えるため、ブックスタートやお話し会を開催する。 ➤ 図書館を今より一層市民に身近なものとするため、企画展や図書館行事を市民協働で開催する。 ➤ 誰でも読書に親しめる環境の創出のため、読み聞かせや図書館サポーター養成講座を開催し、ボランティアを育成する。 ➤ 利用者の欲しい情報に対して対応するため、図書資料を充実する。 	文化スポーツ部 図書館

⑤スポーツ活動の推進

- ライフステージに応じた年代や体力別などのスポーツ教室を開催します。
- スポーツ教室や活動場所などの情報が必要な人に届くよう、効果的な情報提供サービスを実施します。
- スポーツ施設の効率的で効果的な運営と整備を計画的に実施するとともに、指定管理者制度の導入を進めます。
- 2020 東京オリンピックに絡めて、オリンピック種目を主体としたスポーツイベントを開催します。

実施事業名	事業概要	担当課
スポーツ政策事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ スポーツを親しむ機会を継続的に提供するため、多くの市民がスポーツ施設を公平に活用できる環境の整備と指定管理者制度の導入計画を策定する。 ➤ スポーツを楽しむ機会を増やすため、スポーツ教室、イベント、大会等を開催する。 ➤ 共通の目的を持った仲間づくりや自発的なスポーツ活動の発展のため、スポーツ推進委員の活動や総合型地域スポーツクラブ活動との連携を図り、スポーツ活動の活発化を推進する。 	文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課
〔戦略〕 こどもの夢推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 多様な体験、他地域の子どもたちとの交流を図るため、スポーツ少年団活動を支援する。 ➤ 豊かな心と郷土愛を育むため、子ども金メダルを贈呈し「夢と希望」を提供する。 ➤ 『夢』『仲間』を考える機会をつくるため、トップアスリートから学ぶ機会を提供する。 	文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課

⑥スポーツによる健康づくり

- 高齢者の健康維持や体力増進のため、マレットゴルフやグランドゴルフなどの生涯スポーツを普及させる取り組みを行います。
- 福祉部門などと連携して、スポーツを取り入れた健康づくりを行います。

実施事業名	事業概要	担当課
スポーツ政策事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ スポーツを親しむ機会を継続的に提供するため、多くの市民がスポーツ施設を公平に活用できる環境の整備と指定管理者制度の導入計画を策定する。 ➤ スポーツを楽しむ機会を増やすため、スポーツ教室、イベント、大会等を開催する。 ➤ 共通の目的を持った仲間づくりや自発的なスポーツ活動の発展のため、スポーツ推進委員の活動や総合型地域スポーツクラブ活動との連携を図り、スポーツ活動の活発化を推進する。 	文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課

⑦スポーツ競技力の向上

- スポーツ関係団体に対して、選手の発掘や育成、強化指導者の養成や確保の支援を行います。
- 夜明け前スタジアムや東美濃ふれあいセンター等を活用して、各種スポーツの全国大会や一流選手による試合などの誘致を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
スポーツ政策事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ スポーツを親しむ機会を継続的に提供するため、多くの市民がスポーツ施設を公平に活用できる環境の整備と指定管理者制度の導入計画を策定する。 ➤ スポーツを楽しむ機会を増やすため、スポーツ教室、イベント、大会等を開催する。 ➤ 共通の目的を持った仲間づくりや自発的なスポーツ活動の発展のため、スポーツ推進委員の活動や総合型地域スポーツクラブ活動との連携を図り、スポーツ活動の活発化を推進する。 	文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課

●政策の柱：⑥歴史文化に魅力があるまち

めざすまちの姿

- 歴史や文化、伝統芸能の魅力を発信し、住む人々の郷土愛を育むまち
- 文化芸術に親しみ、自主的で活発な文化活動が行えるまち



■施策別目標

〈1601 歴史・文化〉

□12年間のポイント

①伝統文化の保存、伝承、活動推進

各地域の伝統文化、芸能や歴史文化遺産は、本市が個性あるまちづくりを進めるために必要な資源であるとともに、市民が地域への誇りや愛着を醸成するうえで必要な要素となります。そのため、地域の伝統文化や芸能活動の継承ができるよう、活動を行う団体の人材育成や人材確保の支援を行うとともに、活動の拠点となる芝居小屋などの施設を保存整備し利活用を進めます。

②自然、歴史、文化資源の保護、活用、推進

本市は街道文化が栄えたまちとして、東山道や中山道などの沿線には歴史的文化財が多数存在し、これらの文化財や周辺の自然環境とともに保存していくことが本市の魅力を引き立てることになります。そのため、街道文化に由来する歴史的建造物や苗木城跡などの歴史文化遺産の保存整備に取り組むとともに、市内外に向けて本市の文化財の魅力発信を行います。

③郷土資料調査・情報発信の推進

歴史的公文書や古文書等の郷土資料は、本市の足跡を示すものとして将来にわたって保存していく必要があります。そのため、郷土資料の調査を進めデータベース化やデジタルアーカイブ化するなど保存公開していくための取り組みを行うとともに、ここにしかない「本物」の歴史文化遺産の公開ができるような一元的管理を進めます。

④文化芸術活動の推進

市民の自主的な芸術、文化活動は、市民の心を豊かにして生きがいを出すと同時に、本市の文化的レベルの向上につながります。そのため、一人でも多くの市民が文化芸術活動に参加できるよう、展覧会や発表会等の支援を行うとともに、本市の優れた芸術家を顕彰するための公募展等を開催します。

⑤美術館、博物館の利用促進

郷土愛を育む郷土学習や学術研究のためには、他にない卓越した資料や作品を保有展示する美術館や博物館を活用することが有効であり、美術館や博物館の利用を促進していくことが市民の探究心を育てることにつながります。このため、美術館や博物館の企画展の充実や民間美術館等と連携した取り組みを推進するとともに、多様な学習の場として教育普及や学校への学習支援に取り組みます。

また、老朽化した美術館などに対応するため、美術館と博物館の施設整備を進めます。

⑥文化施設の利用促進

文化施設の利用促進のためには、市民が文化施設の運営に参画することで、多彩な事業の企画が期待できます。そのため、文化関係団体が文化施設運営に参画する指定管理者制度を進め、民間主体の事業展開など文化施設の機能を十分発揮する体制を整えるとともに、活動拠点としての文化会館の耐震化等の必要な整備を行います。

□前期4年間の方針

①伝統文化の保存、伝承、活動推進

- 伝統文化を継承するため保存会等が行う後継者の育成を支援します。
- 地歌舞伎保存会等が行う定期的な公演や市外で行われる公演に対して、PRや運営面での支援を行います。
- 芝居小屋の保存や、利活用を促進し、芝居小屋の魅力を伝えるPRなどの支援を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
文化団体育成事業	➤ 伝統文化継承のため歌舞伎保存会等が行う定期公演や伝承教室を支援する。	文化スポーツ部 文化振興課
芝居小屋管理事業	➤ 芝居小屋保存のため、舞台芸術などのイベント開催により内外へその魅力を発信するとともに、見学者への施設公開を継続する。	文化スポーツ部 文化振興課

②自然、歴史、文化資源の保護、活用、推進

- 苗木城跡の保存整備と中山道落合宿本陣の保存整備事業を継続的に行います。
- 観光部局と連携して、観光資源としての文化財の効果的なPRを行います。

実施事業名	事業概要	担当課
[大型] 苗木城跡整備事業	➤ 本市の貴重な文化資源である苗木城跡の魅力をより向上させるため、「史跡苗木城跡保存管理計画策定書」に基づき、計画的に石垣の修復や遺構の整備などを行う。	文化スポーツ部 文化振興課
文化財保護事業	➤ 地域に伝わる貴重な文化財を後世に伝え遺していくため、文化財の保護・保存を行う。	文化スポーツ部 文化振興課

③郷土資料調査・情報発信の推進

- 市が所有する歴史的公文書や旧家が所有する古文書等の調査を進めます。
- 郷土資料のデータベース化とデジタルアーカイブ化に取り組み、資料の一元的管理と公開に取り組みます。

実施事業名	事業概要	担当課
郷土資料調査活用事業	➤ 郷土資料を後世に遺すため、調査を進め、一元的に管理、保存し、インターネットなどでの公開を行う。	文化スポーツ部 文化振興課

④文化芸術活動の推進

- 本市ゆかりの先人を顕彰する、全国絵画公募展や文芸祭を継続的に開催します。

実施事業名	事業概要	担当課
美術展開催事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本市の優れた芸術家である前田青邨、熊谷守一を顕彰するため、全国公募絵画展をそれぞれ3年に1度開催する。 ➤ 市民の創造活動を向上させるための機会として、市民展を毎年開催する。 	文化スポーツ部 文化振興課

⑤美術館、博物館の利用促進

- 市民ボランティアと連携して、子どもの豊かな感性を育てるため、参加、体験できる企画展を開催します。
- 民間の美術館や観光部門と連携して、館の魅力を発信するとともに周辺観光資源なども周遊できるようコースを設定します。
- 民間美術館も含め市内の美術館等で県移動美術館を活用し、貴重なコレクションを鑑賞していただく機会を提供します。

※企画展の開催は実施事業とはしませんが、各博物館等の事業の中で推進します。

⑥文化施設の利用促進

- 文化会館に指定管理者制度を導入するとともに、芝居小屋など他の施設についても指定管理者制度の導入に向けた取り組みを行います。
- 市全体の文化施設の効率的な配置と利用の拡大を図るため、市内文化施設の統廃合を進めます。

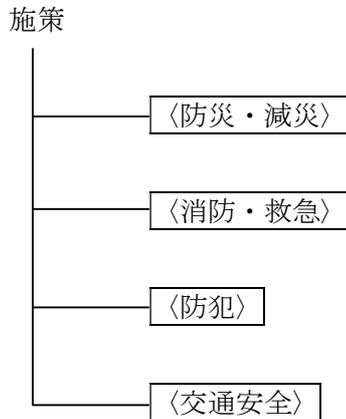
実施事業名	事業概要	担当課
芝居小屋管理事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 芝居小屋保存のため、舞台芸術などのイベント開催により内外へその魅力を発信するとともに、見学者への施設公開を継続する。 	文化スポーツ部 文化振興課

基本理念 (2) やすらぐ自然につつまれたまち中津川

●政策の柱：①災害に強い安全なまち

めざすまちの姿

○防災・消防・防犯体制が整備されていて、市民が安全に安心して暮らせるまち



■施策別目標

〈2101 防災・減災〉

□ 1 2 年間のポイント

①避難対策の強化

災害発生時の市民への迅速かつ正確な情報伝達は、早期に避難を促すなど被害を最小限に抑えるために欠かすことはできません。そのため、避難情報などの緊急情報の伝達手段となる施設について適切な管理を行います。

また、大規模災害が発生した場合の被害を想定し、防災備蓄計画に基づき必要とされる食料その他の物資の備蓄・調達体制を整備します。

②災害危険箇所の情報提供

災害による被害の未然防止や被害を最小限にするためには、危険箇所を事前に把握することが重要です。そのため、土砂災害ハザードマップ等を活用して、自主防災組織や消防団との危険箇所の情報共有を図ります。

③地域防災力の向上

大規模災害が発生した直後は公助による緊急対応に限界があり、地域住民による「自分たちの命は自分たちの地域で守る」という共助の取り組みが重要となってきます。そのため、すべての自主防災組織に最低1人の防災士を配置できるよう養成を進めるとともに、各自主防災組織が策定した避難所単位の避難所開設・運営マニュアルに基づく避難訓練の支援を行います。

④治山・治水事業の推進

近年、ゲリラ豪雨等により山地災害が大きな問題となっています。そのため、治山事業では山地災害から市民の生命・財産を守るとともに、水源涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、県・森林組合等と連携し、地滑り防止などを促進します。

また、砂防事業では、土石流・崩壊・地すべりなどの山地災害から市民の生命・財産を保全

するとともに、良質な水資源の確保、多様な生活環境の形成などを図るため、砂防事業の実施主体である国、県に対して砂防事業の推進を要望します。

⑤緊急輸送路の確保

大規模災害発生時に通行可能な幹線道路を維持し、緊急車両の通行や緊急輸送等を円滑に行うことは被害の拡大を防ぐためにも重要です。そのため、橋梁耐震化や道路構造物補修を行い、緊急車両の通行や緊急輸送等を円滑に行うための安全な輸送路を確保します。

⑥住宅・建築物の耐震化の推進

住宅等の耐震改修を推進することは、地震による被害を軽減するために重要です。そのため、住宅所有者等の耐震改修に対する理解を深め、耐震診断や耐震改修を促進します。

また、市有施設の多くが避難所や応急活動の拠点として活用されることから、計画的に施設の耐震改修を行います。

□前期4年間の方針

①避難対策の強化

- 防災情報システムの適切な維持管理を行います。
- 第二次防災備蓄計画（仮称）を策定し、計画的に飲料など避難所において必要とされる物資の整備を進めます。

実施事業名	事業概要	担当課
防災情報システム事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害発生時に迅速かつ正確な情報伝達を行うため、防災情報システムの維持管理を行う。 ➤ 災害時に複数の緊急伝達手段を確保するための研究を行う。 	生活環境部 防災安全課
総合防災対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の防災意識を高めるため、ハザードマップを活用した避難対策などの啓発活動を行う。 ➤ 災害ボランティアと連携し、防災訓練等において市民の防災意識の高揚を図るための啓発活動等を行う。 ➤ 地域防災の充実のため、防災備蓄倉庫を整備する。 	生活環境部 防災安全課

②災害危険箇所の情報提供

- ハザードマップを活用し、自主防災組織や消防団等と連携して避難情報や災害発生状況などの効果的な情報共有方法の構築を進めます。
- 亜炭坑の調査を行い、危険箇所について陥没対策を行うことで亜炭鉱害を未然に防ぎます。

実施事業名	事業概要	担当課
総合防災対策事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の防災意識を高めるため、ハザードマップを活用した避難対策などの啓発活動を行う。 ➤ 災害ボランティアと連携し、防災訓練等において市民の防災意識の高揚を図るための啓発活動等を行う。 ➤ 地域防災の充実のため、防災備蓄倉庫を整備する。 	生活環境部 防災安全課

亜炭鉱害対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 亜炭鉱害を未然に防ぐため、亜炭坑の調査を行い、陥没対策を行う。 ➤ 亜炭鉱害に対する復旧工事を行う。 	商工観光部 工業振興課
----------	---	----------------

③地域防災力の向上

- 防災士を自主防災組織に最低1人配置するよう養成を行います。
- 自主防災会等に対して、避難行動の円滑化や避難所を開設する具体的な方法を示した、避難所開設・運営マニュアルの作成支援を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
〔戦略〕 自主防災組織育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自主防災会を育成して地域の防災力を高めるため、避難所開設運営マニュアルの作成や防災士養成講座を実施するとともに、防災訓練の支援を行う。 	生活環境部 防災安全課

④治山・治水事業の推進

- 計画的な砂防事業の要望を国や県に行います。
- 県営治山事業の計画的な整備の要望を行うとともに、復旧治山事業等の市単独事業を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
急傾斜地崩壊防止事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 急傾斜地の崩壊から市民の生命を保護するため、関係機関と連携して急傾斜地の保全に取り組む。 	基盤整備部 建設課

※砂防・治山については実施事業とはしませんが、積極的に国、県に対して事業実施の要望活動を行います。
 ※復旧治山事業等については実施事業とはしませんが、必要時には迅速に対応します。

⑤緊急輸送路の確保

- 第1次緊急輸送路（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）や第2次緊急輸送路（市庁舎等の主要な防災拠点と接続する幹線道路）上の橋梁及び輸送路を跨ぐ橋梁の補修及び耐震化を行うとともに、道路施設の点検・補修を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
橋りょう新設改良事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 橋梁の維持補修及び耐震化を行う。 	基盤整備部 建設課
道路維持補修事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 緊急輸送路を確保するため、道路施設の点検・補修を行う。 	基盤整備部 建設課

⑥住宅・建築物の耐震化の推進

- 耐震改修について市民理解を深めるため、イベント等を活用して住宅耐震化の普及・啓発を行うとともに、市民が行う耐震化の支援を行います。
- 大規模災害発生時に被害情報収集や災害対策に対応する防災拠点としての機能を果たすため、耐震化されていない本庁舎の耐震補強を行うほか、避難所となる小・中学校の屋内運動場の地震対策を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
〔大型〕 庁舎耐震整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害発生時に防災拠点としての機能を果たすため、本庁舎の耐震補強工事を行う。 	総務部 行政管理課
小学校施設営繕事業（施策：学校教育（再掲））	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校施設の充実を図るため、地震被害を防ぐ屋内運動場の合わせガラスの整備等、小学校施設の適切な維持管理を行う。 	教育委員会 教育企画課

<p>中学校施設営繕事業（施策：学校教育（再掲））</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校施設の充実を図るため、地震被害を防ぐ屋内運動場の合わせガラスの整備等、中学校施設の適切な維持管理を行う。 	<p>教育委員会 教育企画課</p>
<p>住宅・建築物耐震化促進事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 木造住宅等耐震化促進のため、住宅建築物の耐震化の必要性について市民に広く普及啓発し、耐震診断及び耐震化リフォームの補助を行う。 ➤ 地震による市民の被害を軽減するため、耐震化促進計画により、住宅・建築物の耐震化に取り組む。 	<p>基盤整備部 建築住宅課</p>

■施策別目標

〈2102 消防・救急〉

□1 2年間のポイント

①消防・救急体制の推進

高齢化の進展などの社会の変化とともに救急へのニーズは複雑化・多様化しています。そのため、救急に関する実習や研修への職員の参加や日常的な教育体制を確立することにより救急救命士のレベルアップを図るとともに、救命率の向上のため、ドクターカーとの協働による救急体制の強化を図ります。

また、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）の応急手当の有無が救命率を大きく左右することから、市民に対する応急手当訓練を実施します。

②火災予防の推進

火災の被害を最小限にするためには、初期消火体制を強化することはもとより「火を出さない」ための火災予防の推進が重要となってきます。そのため、火災予防の普及啓発を強化するとともに、住宅用火災警報器等の設置や維持、出火防止のための防火安全対策について指導を行います。

③消防施設設備の整備

消防力を発揮するために必要な施設設備の整備は、市民の生命と財産を守るために重要な備えとなります。そのため、効率よく消防車両を配置する車両配置計画の見直し等を行うとともに、現場への到着時間短縮や災害発生時の対応強化のため、通信指令機器や消防無線などの計画的な整備や維持管理を行います。

また、リニア開業後に必要とされる消防車両や機器等について事前の備えを行います。

④消防団の充実強化

消防団は、消防署だけでは不足する人命救助や初期消火などに対応するなど非常に大きな役割を担っています。そのため、消防団の加入促進や装備の更新などを行い、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図ります。

また、消防団の消防力を集中するため、消防施設整備計画に基づき消防団施設の統廃合を実施し、あわせて消防団設備の更新を行うなど、消防団活動の充実強化を図ります。

□前期4年間の方針

①消防・救急体制の推進

- 病院実習等の実施により救命士のレベルアップを図るとともに、岐阜県救急隊員教育ガイドラインに基づく教育体制を構築します。
- バイスタンダーに応急手当能力を身に付けさせるため、小学校高学年から行う、命の教育の一環として心肺蘇生授業の実施や市内各地での応急救護訓練を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
消防救急救助活動事業	<ul style="list-style-type: none">➤ 市民の生命、財産を守るため、消防・救急活動及び火災予防普及のための活動を行う。➤ 救急救命士のレベルアップのため職員の教育・研修を実施する。➤ 市民向けの応急救命訓練を実施する。➤ 救命率の向上のため、救急、救助活動に必要な資機材を購入する。	消防本部

②火災予防の推進

- 毎年行う春・秋の火災予防運動に加え、各地域で開催されるイベント等に積極的に参加し、住宅火災警報器の設置や維持、初期消火の重要性について啓発活動を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
消防救急救助活動事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市民の生命、財産を守るため、消防・救急活動及び火災予防普及のための活動を行う。 ➤ 救急救命士のレベルアップのため職員の教育・研修を実施する。 ➤ 市民向けの応急救命訓練を実施する。 ➤ 救命率の向上のため、救急、救助活動に必要な資機材を購入する。 	消防本部

③消防施設設備の整備

- 車両配置計画の見直しを行います。
- 通信指令機器、消防用無線の維持管理、消防設備整備計画に基づく計画的な車両の維持管理を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
〔大型〕 消防設備整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 消防力の強化のため、消防用施設設備整備計画により計画的に消防設備を更新する。 	消防本部
〔大型〕 消防施設建設事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 消防力の強化のため、消防用施設設備整備計画により、計画的な消防団器具庫の統廃合、防火水槽の建設等を行う。 	消防本部

④消防団の充実強化

- 消防団施設整備計画による施設の統廃合と、計画的に消防団車両、ポンプ等の更新を行います。
- 全地域での女性消防団員の確保と機能別団員の確保を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
消防団員活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 消防団活動の充実強化を図るため、消防団の強化、消防団員の加入促進、消防団員の処遇・装備・教育訓練の改善等を行う。 	消防本部
〔大型〕 消防施設建設事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 消防力の強化のため、消防用施設設備整備計画により、計画的な消防団器具庫の統廃合、防火水槽の建設等を行う。 	消防本部

■施策別目標

〈2103 防犯〉

□1 2年間のポイント

①空き家、空き店舗対策

少子高齢化の進展、核家族の進行に伴う空き家や、経済的事情・後継者不足に伴う空き店舗は増加傾向にあり、それらの建物は老朽化による倒壊の危険や防犯上の問題等が顕在化しています。そのため、空き家や空き店舗の適正管理するための取り組みを行うとともに、地域と連携して状況把握を行います。

②地域安全ボランティアとの連携

近年、モラルの低下による犯罪の増加など、暮らしに対する不安が増えています。そのため、地域安全ボランティアと連携し、地域の防犯意識を高めるための啓発活動を行います。

③防犯灯設置

夜間に発生することの多い街頭犯罪などを抑止し、生活道路における歩行者の安全な通行の確保には、防犯灯の設置が必要です。そのため、地域と連携して必要性の高い箇所への地域防犯灯の設置と既存防犯灯のLED化を推進します。

④消費者生活

近年、悪徳商法や商品・サービスに関する消費生活上のトラブルは増加傾向にあります。そのため、専門の相談員による解決に向けた支援を行うとともに、消費者被害防止のための啓発活動を行います。

□前期4年間の方針

①空き家、空き店舗対策

- ▶ 地域との連携により空き家、空き店舗の情報を定期的に更新します。
- ▶ 空き家や空き店舗の適正管理を所有者に対して促します。

実施事業名	事業概要	担当課
生活安全対策事業	<ul style="list-style-type: none">▶ 市民の身の回りに潜む犯罪の防止、危険の除去のため、青色防犯パトロールや地域安全ボランティア団体の育成支援を行う。▶ 街頭犯罪などを抑止し、生活道路における歩行者の安全な通行のため、地域で設置したLED防犯灯に対して交付金を交付し、LED防犯灯の普及を図る。▶ 不適切な管理状態にある空き家等の対策のため、関係部局と連携して適正な措置を行う。	生活環境部 防災安全課

②地域安全ボランティアとの連携

- ▶ 地域の見守り活動や安全パトロール活動を支援するとともに、市民安全情報ネットワークメールを活用した不審者情報の提供など、地域の防犯意識を高めるための取り組みを行います。

実施事業名	事業概要	担当課
生活安全対策事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none">▶ 市民の身の回りに潜む犯罪の防止、危険の除去のため、青色防犯パトロールや地域安全ボ	生活環境部 防災安全課

ランティア団体の育成支援を行う。

- 街頭犯罪などを抑止し、生活道路における歩行者の安全な通行のため、地域で設置したLED防犯灯に対して交付金を交付し、LED防犯灯の普及を図る。
- 不適切な管理状態にある空き家等の対策のため、関係部局と連携して適正な措置を行う。

③防犯灯設置

- 地域で設置したLED防犯灯に対して交付金を交付し、LED防犯灯の普及を図ります。

実施事業名	事業概要	担当課
生活安全対策事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市民の身の回りに潜む犯罪の防止、危険の除去のため、青色防犯パトロールや地域安全ボランティア団体の育成支援を行う。 ➤ 街頭犯罪などを抑止し、生活道路における歩行者の安全な通行のため、地域で設置したLED防犯灯に対して交付金を交付し、LED防犯灯の普及を図る。 ➤ 不適切な管理状態にある空き家等の対策のため、関係部局と連携して適正な措置を行う。 	生活環境部 防災安全課

④消費者生活

- 消費生活相談員を配置し、消費者上のトラブル解決に向けた相談を行うとともに、消費者被害の未然防止のため、出前講座等による消費者教育を行います。
- 市広報・ホームページ等を活用し、消費者被害の未然防止に関する啓発活動を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
消費生活相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 消費者被害から救済するため、市民の相談に対し、助言、あっせんなどを行う。 ➤ 消費者被害を未然に防止するため、情報提供及び啓発活動等の消費者教育を行う。 	生活環境部 消費生活相談室

■施策別目標

〈2104 交通安全〉

□12年間のポイント

①交通安全の効果的な啓発

交通事故を軽減させるためには、交通ルールの遵守や交通マナーの実践を市民一人ひとりが主体的に取り組むことが必要です。そのため、警察署や交通安全推進団体と連携して、街頭啓発など交通ルール遵守や交通マナー向上の啓発活動を行います。

②交通安全教育の推進

登下校中の児童生徒や高齢者等が関係する交通事故が増加しており、交通事故に遭わないための取り組みが必要となっています。そのため、幼児には心身の発達や地域の実情に応じた基本的な交通ルールや、安全に行動できる習慣づけなどの教育を行い、高齢者には加齢による反応の遅れなど、身体機能の変化が運転に与える影響について理解を深めるなど、それぞれのライフステージに沿った交通安全教育を関係団体等と連携して行います。

③通学路の安全確保

全国的に登下校中の児童生徒等が巻き込まれる交通事故が多発しており、本市においても通事情の変化に対応し、通学路の安全確保対策を実施する必要があります。そのため、定期的にPTAや警察と通学路合同点検を実施し、通学路の歩行空間確保や車両の安全な通行のための道路等環境の整備を行います。

□前期4年間の方針

①交通安全の効果的な啓発

- 市民の交通安全に対する理解を深めるため、街頭啓発や主要交差点での街頭指導、青色防犯パトロールなどの交通安全運動を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
交通安全推進事業	<ul style="list-style-type: none">➤ 交通事故減少のため、関係部署、団体と協力し、交通安全の啓発活動、交通安全教育を行う。➤ 交通安全に対する理解を深めるため、街頭啓発や該当指導、青色防犯パトロールを行う。	生活環境部 防災安全課

②交通安全教育の推進

- 子どもの交通安全教育の推進のため、幼稚園、保育所や小学校で交通安全教室や自転車教室を開催します。
- 老人クラブと連携して、高齢者のための交通安全教室を開催するとともに、在宅介護支援センター等と連携して、認知症に伴う徘徊による交通事故を防ぐための対策を構築します。

実施事業名	事業概要	担当課
交通安全推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none">➤ 交通事故減少のため、関係部署、団体と協力し、交通安全の啓発活動、交通安全教育を行う。➤ 交通安全に対する理解を深めるため、街頭啓発や該当指導、青色防犯パトロールを行う。	生活環境部 防災安全課

③通学路の安全確保

- PTA や警察と行う通学路合同点検に基づき、歩道の整備、側溝整備、防護柵設置、カラー舗装等の安全対策を行います。

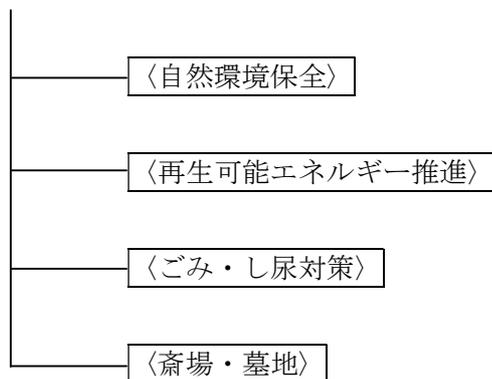
実施事業名	事業概要	担当課
交通安全施設設置事業	➤ 児童生徒及び歩行者の安全確保のため、通学路の危険箇所の除去、改良及び安全施設の補修を実施する。	基盤整備部 建設課

●政策の柱：②きれいで豊かな自然を守るまち

めざすまちの姿

- 自然エネルギーの活用やごみの減量化・再資源化、下水道の適切な維持に取り組むことで美しい自然が守られているまち
- 森林や農地の多面的機能が発揮される里山が整備され、多様な生態系を有する豊かな自然環境と共生するまち

施策



■施策別目標

〈2201 自然環境保全〉

□ 12年間のポイント

①自然環境の保全

豊かな自然は本市の誇りであり、貴重な財産として次世代に残していくことが必要です。そのため、自然環境保全に携わる、地域の自然に関する知識や技術を有した人材を育成するとともに、希少な植物が数多く自生する本市の自然環境を調査し、保全に向けた取り組みを進めます。

②環境教育の推進

市民が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要であり、特に21世紀を担う子どもたちへの環境教育は重要な意義を有しています。そのため、自然環境団体等と連携し、子どもを対象とした自然環境教育を行うとともに、豊かな自然を未来につなぐための指導者の育成を図ります。

③里山の整備

手入れが行き届かず荒廃する里山が増加したことに伴う、イノシシ・サル・シカ・クマ等の野生動物による人や農林業への被害等を軽減させることが必要です。そのため、地域と連携して里山整備を進めます。

④河川環境の保全

河川の持つ役割は治水、利水機能だけではなく、多様な自然環境や水辺の空間が人々に潤いを与える場としても大きな役割を担っています。そのため、自然共生型の河川整備計画を策定し、市民と協働で河川環境の保全に取り組めます。

⑤下水道の計画的な整備

水の循環のなかで、下水道は清潔で快適な暮らし、地球環境、浸水等から市民を守る欠かせないものです。そのため、計画的に下水道整備を進めるとともに、地域の実情に即し合併浄化槽の活用や下水道整備区域の見直しも視野に入れ、経済的で効率的な水洗化を促進します。

また、老朽化した下水道関連施設のライフサイクルコストの低減を図るため、長寿命化計画に基づき、適正な施設維持管理を行います。

⑥森林整備による地球温暖化防止

森林の持つ生物多様性保全、地球環境保全、水源涵養、土砂災害防止等の機能を最大限に発揮させることが地球温暖化防止のためにも重要です。そのため、林業事業団体等との連携により森林経営計画を策定し、森林整備を促進します。

□前期4年間の方針

①自然環境の保全

- 希少な植物が数多く存在する本市の自然環境について分布調査等を実施し、得られた基礎データを活用した自然保護活動を推進します。
- 在来植物の生育を脅かす特定外来植物の駆除に向けた、市民への啓発と駆除活動を進めます。

実施事業名	事業概要	担当課
環境管理事業	<ul style="list-style-type: none">➤ 豊かな自然を次世代に引き継ぐため、関係団体と連携して後継者育成を行う。➤ 自然環境の把握のため、関係団体と連携して希少植物の基礎データを構築する。	生活環境部 環境政策課
公害対策事業	<ul style="list-style-type: none">➤ 大気汚染、水質汚濁、騒音等の被害を防ぐため、監視と防止対策、改善対策の指導を行う。	生活環境部 環境政策課

②環境教育の推進

- 自然環境団体と連携協力し、子どもたちを中心とした自然環境教育の実施と人材育成を行います。
- 森林環境税基金を活用し、自然共生地域の構築に向けた人づくりと仕組みづくりを進めます。

実施事業名	事業概要	担当課
環境管理事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none">➤ 豊かな自然を次世代に引き継ぐため、関係団体と連携して後継者育成を行う。➤ 自然環境の把握のため、関係団体と連携して希少植物の基礎データを構築する。	生活環境部 環境政策課

③里山の整備

- 森林・山村多面的事業により地域住民参加型の里山の保全活動を実施し、里山の適正な整備を推進するとともに、市民の里山に対する理解を深めます。

実施事業名	事業概要	担当課
環境管理事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none">➤ 豊かな自然を次世代に引き継ぐため、関係団体と連携して後継者育成を行う。➤ 自然環境の把握のため、関係団体と連携して希少植物の基礎データを構築する。	生活環境部 環境政策課

森林整備促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 木材の活用と林業の活性化を図るため、間伐材の搬出に対する支援を行う。 ➢ 良質な木材生産と森林の多面的機能の維持増進のため、保育間伐に対する補助を行う。 ➢ 森林経営計画が策定できず整備が進まない森林の整備と木材を搬出するため、必要な造林作業路の整備に対する支援を行う。 ➢ 地域住民が主体的に行う里山保全活動の対する支援を行う。 	農林部 林業振興課
----------	--	--------------

④河川環境の保全

- 自然環境と調和のとれた自然共生型で水害に強く安全・安心な地域を形成するため、河川整備計画を策定し、市民にとって身近で憩いの場となる河川環境の整備を進めるとともに、近年多発する集中豪雨等の災害に対応ができる河川や排水路の整備を進めます。

実施事業名	事業概要	担当課
河川改修事業	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水害に強い河川、基幹排水路や、自然共生型の河川を整備するため、河川整備計画を策定し整備を進める。 	基盤整備部 建設課

⑤下水道の計画的な整備

- リニアを見据えて坂本処理区の下水道整備を計画的に実施するとともに、中津川処理区についても下水道未整備地区の整備を進めます。
- 下水道整備区域であっても地域の実情や地形等を考慮して区域の見直しを行いながら、経済的で効率的な水洗化を促進します。
- 中津川処理区は供用開始から25年が経過し、関連施設等の老朽化が進んでいるため、長寿命化計画に基づいて管路と終末処理場の維持管理を行うことで、ライフサイクルコストの低減を図ります。

実施事業名	事業概要	担当課
合併処理浄化槽整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 河川等の水質維持のため、下水道区域外の浄化槽設置者に補助金を交付する。 	水道部 下水道課
下水道事業会計繰出金事業	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 下水道事業会計に対して、地方債の償還等の一般会計負担分を繰り出す。 	水道部 下水道課
特定環境保全公共下水道事業会計繰出金事業	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 特定環境保全公共下水道事業会計に対して、地方債の償還等の一般会計負担分を繰り出す。 	水道部 下水道課
農業集落排水事業会計繰出金事業	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農業集落排水事業会計に対して、地方債の償還等の一般会計負担分を繰り出す。 	水道部 下水道課
下水道整備事業（中津川処理区）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水洗化可能区域の拡張を行うため、県が策定した「全県域下水道化構想」に基づき、下水道未整備地区の下水道工事を推進する。 	水道部 下水道課
下水道整備事業（坂本処理区）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水洗化可能区域の拡張を行うため、県が策定した「全県域下水道化構想」に基づき、下水道未整備地区の下水道工事を推進する。 	水道部 下水道課
下水道施設長寿命化対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 浄化管理センターの長寿命化を図るため、長寿命化計画に基づき計画的な改修を行う。 	水道部 下水道課
特環下水道施設長寿命化対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 施設の計画的な改修を行うため、特環下水道の各処理場の長寿命化計画を策定し、それに沿った改修を進める。 	水道部 下水道課
農業集落排水施設長寿命化対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 施設の計画的な改修を行うため、農業集落排水の各処理場の長寿命化計画を策定し、それに沿った改修を進める。 	水道部 下水道課

⑥森林整備による地球温暖化防止

- 山林の荒廃を防ぎ森林の多面的機能の維持増進を図るため、森林整備に不可欠な林道網の整備、間伐の促進等森林整備を進めます。

実施事業名	事業概要	担当課
森林整備促進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 木材の活用と林業の活性化を図るため、間伐材の搬出に対する支援を行う。 ➤ 良質な木材生産と森林の多面的機能の維持増進のため、保育間伐に対する補助を行う。 ➤ 森林経営計画が策定できず整備が進まない森林の整備と木材を搬出するため、必要な造林作業路の整備に対する支援を行う。 ➤ 地域住民が主体的に行う里山保全活動の対する支援を行う。 	農林部 林業振興課

■施策別目標

〈2202 再生可能エネルギー推進〉

□12年間のポイント

①小水力発電の活用

小水力発電は既存の河川や農業用水等を活用する自然と調和した施設であり、低炭素社会を進めるためにも普及を図ることが重要です。そのため、小水力発電の普及啓発を進めるとともに、既存施設の維持管理及び新たな施設建設のために候補地のリストアップを行い、民間事業者と連携して事業化を進めます。

②太陽光発電の推進

太陽光発電はクリーンで枯渇の心配がなく、大きなエネルギーをもっており、低炭素社会への転換とエネルギー自給率を向上させます。そのため、太陽光発電設備の設置に対する補助や公共施設の改修等に合わせた導入を進めます。

③バイオマスの活用

木質バイオマスを中心とした自然由来のエネルギーは、安価に創出することができれば、本市のような自然が豊富なまちにとって大変有利な資源となります。そのため、木質バイオマスをはじめ自然由来のエネルギーの創出についてその有効活用も含めて研究を行います。

④地域特性を生かした再生可能エネルギーの検討

再生可能エネルギーの推進が求められるなか、地域の特性を生かした効率的な再生可能エネルギーの活用が必要です。そのため、本市の地形や自然環境がどのような再生可能エネルギーに向いているのかを地域との連携のなかで検討を行い、自然保全施策とあわせたエネルギー創出やリニア開業をにらんで豊かな自然環境の魅力発信を進めます。

□前期4年間の方針

①小水力発電の活用

➤ 小水力発電の推進のため、候補地の絞り込みを行います。

実施事業名	事業概要	担当課
地球温暖化対策推進事業	<ul style="list-style-type: none">➤ 自然エネルギーの活用を推進するため、太陽光発電等設置時の初期投資にかかる補助金を交付する。➤ 低炭素社会の推進のため、小水力発電の候補地のリストアップを行い、小水力発電施設の設置を進める。➤ 木質バイオマスをはじめとする自然由来のエネルギー創出のため、バイオマスの活用に向けた研究を行う。	生活環境部 環境政策課
小水力発電事業	<ul style="list-style-type: none">➤ 小水力発電の売電収入を活用し、老朽化した土地改良施設を補修する。	農林部 農林整備課

②太陽光発電の推進

- 太陽光発電設備の設置に対して補助を行うことで、自然エネルギーの活用を推進するとともに、公共施設の改修等に合わせた自然エネルギーシステムの積極的な設置を進めます。

実施事業名	事業概要	担当課
地球温暖化対策推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自然エネルギーの活用を推進するため、太陽光発電等設置時の初期投資にかかる補助金を交付する。 ➤ 低炭素社会の推進のため、小水力発電の候補地のリストアップを行い、小水力発電施設の設置を進める。 ➤ 木質バイオマスをはじめとする自然由来のエネルギー創出のため、バイオマスの活用に向けた研究を行う。 	生活環境部 環境政策課

③バイオマスの活用

- 木質バイオマスの活用について関係部局、林業者等と研究会を立ち上げ、効果の高い仕組みづくりを検討します。
- 木質バイオマスの利活用についての取り組みに沿って、公共施設の木質バイオマス導入を推進します。

実施事業名	事業概要	担当課
地球温暖化対策推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自然エネルギーの活用を推進するため、太陽光発電等設置時の初期投資にかかる補助金を交付する。 ➤ 低炭素社会の推進のため、小水力発電の候補地のリストアップを行い、小水力発電施設の設置を進める。 ➤ 木質バイオマスをはじめとする自然由来のエネルギー創出のため、バイオマスの活用に向けた研究を行う。 	生活環境部 環境政策課

④地域特性を生かした再生可能エネルギーの検討

- 再生可能エネルギーの普及に向けて、再生可能エネルギーに関する市民ニーズを把握し、中津川市に適した再生可能エネルギーの普及啓発と設置を進めます。

実施事業名	事業概要	担当課
地球温暖化対策推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自然エネルギーの活用を推進するため、太陽光発電等設置時の初期投資にかかる補助金を交付する。 ➤ 低炭素社会の推進のため、小水力発電の候補地のリストアップを行い、小水力発電施設の設置を進める。 ➤ 木質バイオマスをはじめとする自然由来のエネルギー創出のため、バイオマスの活用に向けた研究を行う。 	生活環境部 環境政策課

■施策別目標

〈2203 ごみ・し尿対策〉

□12年間のポイント

①ごみの減量化・資源化

地球温暖化防止や焼却コスト削減に向けたごみの減量化・資源化は社会的な問題となっており、本市においても早急な取り組みが必要です。そのため、ごみ排出量の抑制につながる減量化、資源化を更に進めるとともに、ごみ処理費の有料化に取り組みます。

また、環境センターの延命化のため、効率的な稼働と適切な維持管理を行います。

②衛生施設の計画的な整備管理

昭和42年より操業した衛生センターは、老朽化が進み早急な建て替えが必要です。そのため、環境に配慮した新衛生センターの建設を行います。

③資源循環型社会の推進

廃棄物を、ごみではなく資源化することは、限られた地球上の資源を有効に活用するために有効です。そのため、資源ごみの資源化を継続して行うとともに、循環型社会形成について市民への啓発活動を行います。

④不法投棄の防止

不法投棄は本市の豊かな自然環境や景観を壊すだけでなく、ごみから出る有害物質などにより健康や生活に悪影響を及ぼすため、不法投棄に対する対策が必要です。そのため、地域や警察署等の関係機関と連携して不法投棄の防止に向けた啓発活動などを行います。

□前期4年間の方針

①ごみの減量化・資源化

- ▶ 市民や専門家と連携し、ごみ減量化、資源化の推進とごみ処理費の有料化と大型ごみ処理費の有料化に向けた検討を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
〔新規・戦略〕 ごみ減量・資源化推進事業	▶ ごみの減量化とリサイクル推進のため、市民・事業者・行政が協働でごみ減量施策を推進する。	生活環境部 環境政策課

②衛生施設の計画的な整備管理

- ▶ 新衛生センターの建設と、施設の適切な維持管理を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
〔大型〕 新衛生センター建設事業	▶ 中津川衛生センターが老朽化しているため、安定的にし尿処理を行う新衛生センターの建設を行う。	生活環境部 衛生センター
ごみ処理事業	▶ 環境センターの安全・安定・安価な稼働を行う。	生活環境部 環境センター
旧最終処分場終了管理事業	▶ 閉鎖した最終埋立処分場の廃止に伴う工事、検査、手続きを行う。	生活環境部 環境センター

③資源循環型社会の推進

- 缶・ビン・ペットボトル等の資源化を促進するため、旧清掃センター跡地に新リサイクルセンターを建設します。
- 循環型社会形成について出前講座や市広報を通じて啓発活動を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
[大型] リサイクル施設整備事業	➤ 資源の回収、再資源化を促進するため、リサイクル施設を建設する。	生活環境部 環境センター
[新規・戦略] ごみ減量・資源化推進事業（再掲）	➤ ごみの減量化とリサイクル推進のため、市民・事業者・行政が協働でごみ減量施策を推進する。	生活環境部 環境政策課

④不法投棄の防止

- 地域や警察等の関係機関と連携して不法投棄パトロールや不法投棄禁止看板設置などの啓発活動を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
廃棄物対策事業	➤ 地域へのごみ出しマナー等の啓発、不法投棄対策を実施する。 ➤ 環境美化を推進する。	生活環境部 環境政策課

■施策別目標

〈2204 斎場・墓地〉

□12年間のポイント

①斎場・墓地の整備管理

市内4ヶ所に点在している斎場は老朽化が著しく、維持管理に多額の費用がかかっています。そのため、老朽化した斎場等を集約し、新たな斎場を整備します。

また、市民が利用しやすい市有墓地の維持のため、適切な管理と適正な整備、運用を行います。

□前期4年間の方針

①斎場・墓地の整備管理

- 市民ニーズと時代潮流を踏まえ、新たな斎場の整備を行います。
- 市有墓地の適切維持管理と適正な整備、運用を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
市有墓地整備管理事業	<ul style="list-style-type: none">➤ 坂本辻原墓地の拡張整備を行う。➤ 墓地に関する修繕等を行う。	生活環境部 環境施設建設推進室
[大型] 新斎場建設事業	<ul style="list-style-type: none">➤ 老朽化した斎場を集約し、新斎場を整備する。	生活環境部 環境施設建設推進室

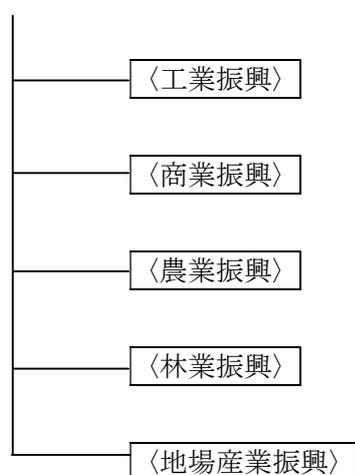
基本理念 (3) 活気あふれるまち中津川

●政策の柱：①働く場所があり住み続けられるまち

めざすまちの姿

- 市内産業の経済活動が活発で、市内企業、新たな企業進出、起業により、若者をはじめ高齢者まで、多様な職種の働く場所が確保され、生涯働けるまち
- 農林業と製造業、商業・サービス業、観光産業等の市内産業のつながりによる相乗効果で、地域内の経済循環が活発なまち
- リニア開業という千載一遇のチャンスを生かし、世界に向けた情報発信や連携への積極的な取り組みが進むまち

施策



■施策別目標

〈3101 工業振興〉

□12年間のポイント

①安定した雇用の創出

労働力人口が減少するなか、製造業を中心とする本市の産業が市外へ流出することなくこの地にとどまるためには、安定した雇用の確保が必要となってきます。そのため、若者の地元定着とU I ターンの取り組みに加えて、子育て世代の女性や高齢者などが働きやすい環境を整えて、幅広い世代の労働力を確保する取り組みを行うとともに、モノづくりの良さを売りにして、I ターンなど市外からの人材を呼び込む環境を整備します。

②既存製造業の支援

製造業は本市の主要産業であり、本市の雇用の安定や経済の活性化のためには、製造業を主体とした既存企業が安定した事業を継続し、事業規模を拡大していくことが求められます。そのため、企業のニーズを的確に把握し、企業の規模拡大、設備投資、人材確保、技術向上への支援を行うとともに、産学官の共同研究や企業間交流と新分野へのチャレンジを支援します。

また、リニア中央新幹線車両基地や関連企業など新たに立地する企業の情報提供を行うなど、今後の取引や連携に関して支援を行います。

③リニア岐阜県駅の優位性を生かした企業誘致の促進

本市に設置されるリニア中部車両基地は工場機能を有し、多くの最先端技術が使われ、整備等に関連する企業が必要とされることが考えられます。そのため、リニア岐阜県駅や車両基地を支えるための関連企業の誘致を進めます。

□前期4年間の方針

①安定した雇用の創出

- 定期的に業種ごとの労働力の需給動向を把握し、高校や大学などに対して求人情報などの就職に関する情報提供を行います。
- ワーカーサポートセンターによる、就職相談などの相談活動と就職に向けた支援を行います。
- Iターンの促進に向けて、PRを行うための重点地区の絞り込みを行います。

実施事業名	事業概要	担当課
雇用対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ワーカーサポートセンターの運営を行う。 ➤ 雇用定着支援を行う。 	商工観光部 工業振興課
〔戦略〕 若者の地元定着推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 若者の地元定着を促進するため、高校生や大学生等へ地元就職に向けた地元企業情報などを提供する。 	商工観光部 工業振興課

②既存製造業の支援

- 効率的な情報収集を行い、企業のニーズにあった支援を迅速に行う体制を構築します。
- 企業立地奨励金などの奨励金を活用して、企業の設備投資などに対する支援を行います。
- 産学官の共同研究の仕組みづくりを、経済団体と連携して行います。

実施事業名	事業概要	担当課
工業振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内事業所の現状やニーズを把握し、適切な支援施策を実施するため、情報収集を行う。 ➤ 既存産業の振興を図るため、意欲的な事業所に対して企業展示会等の出展支援を行う。 	商工観光部 工業振興課
〔戦略〕 企業立地奨励事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業の立地や新規設備投資を促進し、雇用の拡大と産業の活性化につなげるため、企業立地を奨励金により支援を行う。 	商工観光部 工業振興課

③リニア岐阜県駅の優位性を生かした企業誘致の促進

- リニア関連企業などの情報収集と、立地可能な候補地の選定を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
〔戦略〕 企業誘致推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業誘致につなげるため、企業とのつながりづくりとリニアを見据えた中津川市のPRを進める。 ➤ 既存ストックや民間遊休地等の活用を含めた、新たな「受入基盤の確保」と、「人材」の育成・確保を図る。 	商工観光部 工業振興課

■施策別目標

〈3102 商業振興〉

□1 2年間のポイント

①中心市街地の活性化

まちのにぎわい創出や中心市街地の活性化を図るためには、中山道などの既存資源の活用や魅力のあるイベントを開催して交流人口を増やすとともに、集客力のある施設や居住施設を設置して観光客や居住者の利便性を向上させることが必要となってきます。そのため、六斎市などの既存イベントの拡充や新たなイベント等を開催して、観光客だけではなく地域住民や近隣圏域からの集客を増加させるとともに、リニア開業を見据えて、中心市街地の核となる施設の整備や商店街への誘客を図る取り組みを行います。

②コミュニティ維持のための商業振興

地域産業ともいえる地域の商業は、地域の買い物利便性の確保とともに地域住民をつなぐ役割を担ってきました。そのため、地域の商店を取り巻く地域産業の活性化の取り組み支援とあわせて行います。

③特産品開発と情報発信

本市の経済活性化のために有効な買い物観光の核となる特産品を活用することは、消費者の購買意欲の幅を広げるとともに、本市の魅力をPRするうえで有効なツールとなります。そのため、既存の特産品のブラッシュアップと新たな特産品の開発を支援するとともに、大型小売店舗を活用するなどして、情報発信と販路拡大に対する支援を行います。

□前期4年間の方針

①中心市街地の活性化

- 経済団体と連携して個店の強化を行うとともに、六斎市を軸とした集客イベントを開催します。
- 中心市街地活性化協議会と連携して、中心市街地の活性化に向けた取り組みを行います。
- 中心市街地内の未利用地の有効活用を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
〔大型〕 中心市街地活性化推進事業	<ul style="list-style-type: none">➤ 元気都市づくり支援事業による、集客イベント支援を行う。➤ 中心市街地のランドデザインを策定する。➤ 中心市街地内の未利用地の有効活用を行う。	商工観光部 商業振興課

②コミュニティ維持のための商業振興

- 関係機関と連携して、地域商業の活性化を支援します。

実施事業名	事業概要	担当課
商業振興事業	<ul style="list-style-type: none">➤ 中津川市の資源である歴史資産や豊かな自然と特産品を結び付け、来街者に消費喚起を促す。➤ まちづくり組織の支援と、まちづくり会社への移行に向けた取り組みを行う。➤ 商店の個店強化を促進するため、商工会議所、北商工会支援を通じた、各個店強化策を推進する。➤ 中小企業への支援を行う。➤ 既存のまちなか集客施設（にぎわいプラザなど）の活用促進と維持修繕を行う。	商工観光部 商業振興課

③特産品開発と情報発信

- 中津川市の特産品のわかりやすい定義付けを行うとともに、本市のブランドとして市内外へのPRを行います。
- 食べ物以外のお土産となる製品の開発支援を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
〔戦略〕 特産品振興事業	➤ 中津川市への集客・商業の活性化を図るため、特産品生産業者の育成・特産品の販路拡大等の支援を行う。	商工観光部 商業振興課

■施策別目標

〈3103 農業振興〉

□1 2年間のポイント

①農地集積

安定した農業経営を行うためには、分散している農地を集積して効率よく経営していくことが求められます。そのため、農地を集積して生産コストを下げるなどの取り組みに対する支援を行います。

②耕作放棄地の解消

耕作放棄地の増加は全国的な問題です。本市においても耕作放棄地は増加傾向にあり、農業生産のほか農地の多面的機能の維持にも影響が出ています。そのため、生産条件が不利な中山間地域の農地を保全するため集落等が行う地域営農について、国、県の制度等を活用するなどして支援を行います。

③多様な担い手の確保

持続的な農業を行ううえで、農業者の高齢化と後継者不足は大きな課題となっています。そのため、新たな担い手となる新規就農者の経営支援と、農業用機械の更新について支援を行うなど、農業の経営安定化の支援を行うとともに、地域農業を支える集落営農組織・法人の育成支援を行います。

④農道・用水路の整備

農業の作業効率につながる農道や、ため池や用水路などの農業施設（ほ場・用排水路・農道・ため池等）は、安定した農業を進めるうえで常に良好な状態で維持することが求められます。そのため、老朽化した農業施設の計画的な修繕等を行うとともに、耐震対策を行うことで長寿命化に取り組みます。

⑤鳥獣害対策

鳥獣被害は年々増加しており、そのことが生産意欲の減退、農地の荒廃化にもつながる大きな問題となっています。そのため、有害鳥獣の捕獲や、有害鳥獣を農地に近づけさせない取り組みを関係機関や地域と連携して行います。

⑥安全・安心な食糧生産と持続する農業

食の安全は、消費者の安全安心にとって第一に守られるべきものです。そのため、安全で安心な農作物を地産地消により供給できるシステムを構築するとともに、生産者の所得向上につながるための地産外商となる販路拡大や、ミネラル野菜など農産物のブランドの確立に向けた支援を行います。

□前期4年間の方針

①農地集積

- 国が定めた農地中間管理事業に基づき、県の中間管理機構と連携して、農地の貸出希望者の状況を把握し、借受希望者に対して貸し付けを行うことで農地集積と農地の利用を促進します。

実施事業名	事業概要	担当課
〔戦略〕 農地・担い手対策事業	➤ 集落営農組織、法人、個人農家の経営安定化を図るため、地域農業の担い手を支援するとともに、農地集積等を支援することにより生産性の高い農業経営体の育成を図る。	農林部 農業振興課

②耕作放棄地の解消

- 農地の集積と集落営農組織等の育成強化を支援します。
- 地域農業が持続するよう中山間地域等直接支払制度の活用を促進します。

実施事業名	事業概要	担当課
中山間地域等直接支払推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 生産条件の不利な中山間地域の農地を保全するため、集落等で事業の計画をし、実践活動に対する交付金により支援を行う。 	農林部 農業振興課
〔戦略〕 農地・担い手対策事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 集落営農組織、法人、個人農家の経営安定化を図るため、地域農業の担い手を支援するとともに、農地集積等を支援することにより生産性の高い農業経営体の育成を図る。 	農林部 農業振興課

③多様な担い手の確保

- 集落営農組織、法人・個人農家、また、新規就農者の経営支援を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
〔戦略〕 農地・担い手対策事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 集落営農組織、法人、個人農家の経営安定化を図るため、地域農業の担い手を支援するとともに、農地集積等を支援することにより生産性の高い農業経営体の育成を図る。 	農林部 農業振興課

④農道・用水路の整備

- 農道、用排水路の補修計画を策定します。
- ため池の耐震調査と耐震計画を策定します。

実施事業名	事業概要	担当課
土地改良整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 農業生産基盤施設の長寿命化を図るため、農道・用排水路・ため池等の更新計画を立て、順次補修・更新等を行う。 	農林部 農林整備課

⑤鳥獣害対策

- 猟友会と連携して鳥獣捕獲の調整を行うとともに、効率的な侵入防止柵の設置や里山林などの緩衝帯の整備を地域と連携して行います。

実施事業名	事業概要	担当課
鳥獣害対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 鳥獣害被害を軽減するため、侵入防止柵の設置に要する資材費の補助や、鳥獣被害対策実施隊員の育成・支援を行う。 	農林部 農業振興課

⑥安全・安心な食糧生産と持続する農業

- ミネラル野菜ブランドの確立のための農業者が行う土壌改良診断を支援します。
- 各種イベントでの農産物販売や学校給食への地元産農産物の利用拡大など市内での流通を推進します。

実施事業名	事業概要	担当課
農産物ブランド化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 飛騨美濃伝統野菜（あじめコショウ、西方いも、瀬戸の筍、菊牛蒡）、ミネラル野菜（夏秋トマト・なす）を、名古屋圏を中心に売り込むとともに、生産拡大やブランド化への取り組み支援を行う。 	農林部 農業振興課

地産地消推進事業	➤ 地産地消を推進するため、地元産の農産物が継続的に供給できるよう、耕作面積の拡大や新たな栽培方法や技術の導入を推進するとともに、地元産農産物の利用拡大に向けた PR を行う。	農林部 農業振興課
----------	--	--------------

■施策別目標

〈3104 林業振興〉

□12年間のポイント

①木材のブランド促進・木材関連産業の振興

本市の「東濃桧」は、歴史的建造物の創建・修復等に活用された温帯性針葉樹林の木曽ヒノキと同じ地域で育っており、その品質は極めて優秀で市場での評価も高く、本市のブランドの一つとして市内外に広めていくことが求められています。また、ヒノキ等がまとまって自然度の高い状態を構成している世界的に希少な「温帯性針葉樹林」が本市に分布しており、その有効活用も同時に行っていく必要があります。そのため、木材としての東濃桧や、東濃桧を使用して造られる産直住宅などを市内外へPRする取り組みを行うとともに、温帯性針葉樹林を市内外にPRを行い、本市の新たなシンボルにしていく取り組みを行います。

また、市内産の木材を利用して、今後改修等が行われる公共施設の木質化や木造化を進めます。

②間伐等の森林整備の促進

森林が持つ水源涵養や山地災害防止などの多面的機能を維持していくためには、森林整備の重要性について市民意識の醸成を図るとともに、間伐等の森林整備や、整備を円滑に進めるための森林の境界明確化を進める必要があります。そのため、市有林の間伐を進めるとともに、経営の効率化を図るため、林道や作業道の整備を行います。

③林業従事者の人材育成の推進

林業従事者や森林組合などの林業事業者の後継者不足が心配されています。そのため、生産団体の経営基盤強化の支援、都市部でのPR活動や林業体験等を通じて、林業を維持していくための後継者育成に取り組めます。

④里山林の整備

里山林は中山間地域特有のロケーションであり、その美しい景観を維持していくことは観光資源の磨き上げにもつながってきます。また、里山林を保全することにより、里と山の間に緩衝帯ができ、有害鳥獣の被害を少なくする効果もあります。そのため、地域や林業事業者等と連携した里山林整備を進めます。

□前期4年間の方針

①木材のブランド促進・木材関連産業の振興

- 木材関連団体が行う、東濃桧と産直住宅の普及啓発活動事業を支援します。
- 温帯性針葉樹林を活用した木材ブランド強化のための事業を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
地域木材需要拡大事業	<ul style="list-style-type: none">➤ 産直住宅を推進し、東濃桧のさらなるブランド化を推進するとともに、PRを強化して地産地消による木材利用拡大と名古屋圏などへ売り込みを行う。➤ 木材利用促進のため、公共施設の改修にあわせた効率的な木質化・木造化を進める。	農林部 林業振興課
〔新規・戦略〕 1000年の森 磨き上げ事業	<ul style="list-style-type: none">➤ 国や県の協力を得て「木曽ヒノキ備林」や「温帯性針葉樹林」といった本市独自の森林資源を生かした事業を行う。	農林部 林業振興課

②間伐等の森林整備の促進

- 第39回全国育樹祭(岐阜県開催)を市民がみどり豊かな森林とそれが育む清流を次世代につなげていく新たな仕組みを考える機会として捉えるとともに、森林整備の総合的な取り組みを進めます。
- 効率的な木材搬出を行うため、林道や作業道の整備を行います。
- 林業者が行う間伐材の搬出や保育間伐等に対して補助を行います。
- 間伐材を有効利用する木の駅プロジェクトを推進して、木材活用とあわせて林業の活性化につなげます。

実施事業名	事業概要	担当課
市有林整備事業	➤ 木材資源の有効活用を図るため、市有林における適切な森林整備を進める。	農林部 林業振興課
林道整備事業	➤ 林業経営の効率化及び木材資源の積極的な循環利用を図るため、林道の整備・維持修繕を行う。	農林部 農林整備課
森林整備促進事業（施策：自然環境保全（再掲））	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 木材の活用と林業の活性化を図るため、間伐材の搬出に対する支援を行う。 ➤ 良質な木材生産と森林の多面的機能の維持増進のため、保育間伐に対する補助を行う。 ➤ 森林経営計画が策定できず整備の進まない森林の整備と木材を搬出するため、必要な造林作業路の整備に対する支援を行う。 ➤ 地域住民が主体的に行う里山保全活動の対する支援を行う。 	農林部 林業振興課

③林業従事者の人材育成の推進

- 市内外で行う産直住宅のPRイベント等で、林業のPRや林業体験を行うなど林業に興味を持つ若者に対してPR活動を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
地域木材需要拡大事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 産直住宅を推進し、東濃松のさらなるブランド化を推進するとともに、PRを強化して地産地消による木材利用拡大と名古屋圏などへ売り込みを行う。 ➤ 木材利用促進のため、公共施設の改修にあわせた効率的な木質化・木造化を進める。 	農林部 林業振興課
林業振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の林業を維持していくために、森林技術者の育成・支援を行う。 	農林部 林業振興課

④里山林の整備

- 地域や林業事業体と連携して里山林整備を進めます。

実施事業名	事業概要	担当課
森林整備促進事業（施策：自然環境保全（再掲））	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 木材の活用と林業の活性化を図るため、間伐材の搬出に対する支援を行う。 ➤ 良質な木材生産と森林の多面的機能の維持増進のため、保育間伐に対する補助を行う。 ➤ 森林経営計画が策定できず整備の進まない森林の整備と木材を搬出するため、必要な造林作業路の整備に対する支援を行う。 ➤ 地域住民が主体的に行う里山保全活動の対する支援を行う。 	農林部 林業振興課

■施策別目標

〈3105 地場産業振興〉

□12年間のポイント

①石材・木工業振興

本物志向にマッチしたブランドの一つとして定着している本市の石材製品や木工製品の認知度を高めるためには、特に首都圏でのPR活動が必要です。そのため、東京オリンピックやリニアの建設需要にあわせて、東京をはじめとする首都圏を主体としたPR活動に取り組みます。

②畜産業振興

本市の畜産物は、ブランド力があり特産品として売り出していく絶好の資源となります。そのため、畜産農家に対してブランド力を生かした売り出しのノウハウなどの情報提供や安定した経営を維持するための経営改善活動を支援するとともに、肉牛の安定供給に向けた取り組みを支援します。

③地場産品振興

本市には、栗きんとんに代表される和菓子や地酒、農産物などのたくさんの地場産品があり、これらの地場産品を広めていくには、メディアなどによるPRや付加価値つけた商品として売り出していくことが有効です。そのため、統一ブランド名称をつくるなどしてPRしやすい仕組みづくりを行うとともに、付加価値を付けた農畜産物の加工や販売に対する支援します。

□前期4年間の方針

①石材・木工業振興

- 東京2020オリンピックに向けた建設資材としての石材・木材の販路拡大の支援を行います。
- 観光部門と連携して、観光客が製造現場を見学するなどの産業観光のプランを開発し、本市の石材・木工業のPRに対する支援を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
地場産業振興事業	➤ 石材業や木工業などの地場産業の振興を図るため、産学官が連携した新たな製品や技術の開発や、首都圏を中心としたイベント等に参加し販路拡大に向けた積極的なPRを行う。	商工観光部 工業振興課

②畜産業振興

- 飛騨牛の消費拡大のため、メディアや観光イベントでの飛騨牛のPR等を行います。
- 飛騨牛の更なるブランド力強化、産地化を図るため、優良な雌牛の保留対策を支援します。
- 乳用牛の後継牛確保対策を支援します。

実施事業名	事業概要	担当課
畜産振興対策事業	➤ 生産基盤を確立して飛騨牛等の畜産振興を図るため、畜産振興会主催の共進会に対する支援や、優良繁殖雌牛の確保対策を行う。	農林部 農業振興課

③地場産品振興

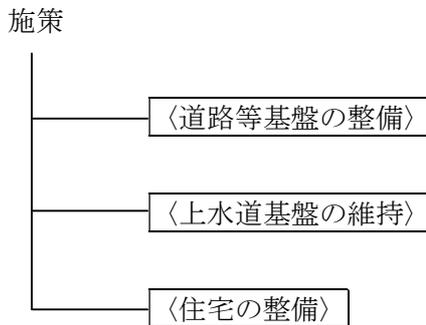
- 特産品の定義づけ（66ページ参照）とあわせて、本市の特産品の統一ブランド確立のための取り組みを進めます。
- 生産から加工、販売までの、農業の6次産業化の取り組み支援を行います。
- 業種や生産規模に合わせた販路拡大や、観光部門と連携して農畜産業の産業観光化に取り組みます。

実施事業名	事業概要	担当課
地場産業振興事業（再掲）	➤ 石材業や木工業などの地場産業の振興を図るため、産学官が連携した新たな製品や技術の開発や、首都圏を中心としたイベント等に参加し販路拡大に向けた積極的なPRを行う。	商工観光部 工業振興課
農産物ブランド化推進事業（施策：農業振興（再掲））	➤ 飛騨美濃伝統野菜（あじめコンショウ、西方いも、瀬戸の筍、菊牛蒡）、ミネラル野菜（夏秋トマト・なす）を、名古屋圏を中心に売り込むとともに、生産拡大やブランド化への取り組み支援を行う。	農林部 農業振興課
〔新規・戦略〕 中津川オリジナル次世代住宅推進事業	➤ 市内企業の技術力を生かした「中津川オリジナル次世代住宅」の推進支援を行う。	商工観光部 工業振興課

●政策の柱：②便利に暮らせるまち

めざすまちの姿

○適正規模の基盤整備が図られ、秩序ある開発により、計画的に土地利用が進む便利なまち



■施策別目標

〈3201 道路等基盤の整備〉

□ 12年間のポイント

①幹線道路網の整備

幹線道路は、人口の推移や将来の都市のあり方、リニア開業を見据えた広域的観点から計画、整備していく必要があります。そのため、広域的な交通結節点であるリニア岐阜県駅と中心市街地を円滑に結ぶ、機能的で利便性の高い道路の整備を行うとともに、国道と直結する手賀野・駒場地区の主要生活道路であり、避難所に指定されている西小学校への大型車両の進入を可能とする防災道路として青木斧戸線を整備します。

②生活道路の整備

市民生活に密着した生活道路の整備は、市民の生活基盤の向上と地域内の交流にとって大きな役割を果たします。そのため、市民生活に必要な道路について、歩行者や車両の通行に対する安全性の確保や、緊急車両の通行が容易となるための整備を行います。

また、生活道路の整備は、リニアの開業に向けた濃飛横断自動車道や幹線道路等の整備にあわせて進める必要があることから、市内全域の道路計画となる道路整備基本計画のなかで適宜見直しを行います。

③橋梁の維持整備

市内の橋梁は、高度成長期に建設されたものが多く、順次耐震化を進めて行く必要があります。そのため、橋梁耐震化の整備計画を定めた「橋梁長寿命化計画」に基づき、優先順位に従った耐震化や補修を行います。

④公園整備

市内各公園をより快適で安全な公園とするためには、環境美化を進めるとともに各公園が持つ役割に応じた適切な施設の管理を行う必要があります。そのため、地域と連携して環境美化を進めるとともに、安全確保のため遊具等の定期的な点検を行います。

また、リニア岐阜県駅の設置にあわせて、リニア岐阜県駅周辺の公園整備について検討します。

⑤地籍調査

公共事業等の計画的推進や、土地の円滑な取引のためには、現地と登記簿等が整合していることが必要です。そのため、地籍調査を行って地籍を明確にし、土地の適正管理を進めます。

□前期4年間の方針

①幹線道路網の整備

- 青木斧戸線道路を整備します。
- 神坂PAスマートインターチェンジ推進の取り組みを行います。

実施事業名	事業概要	担当課
[大型] 青木斧戸線（中津531号線）道路整備事業	➤ 手賀野と駒場を結ぶ青木斧戸線（中津531号線）道路の整備を行う。	基盤整備部 建設課
青木斧戸線関連道路整備事業	➤ 青木斧戸線の利便性を向上させる枝線等の関連道路の整備を行う。	基盤整備部 建設課
[新規・大型] 濃飛横断自動車道関連道路整備事業	➤ 濃飛横断自動車道の利便性を向上させる取り付け道路などの関連道路の整備を行う。	基盤整備部 建設課
[大型] 神坂PAスマートインターチェンジ設置事業	➤ 神坂PAスマートインターチェンジの設置に向けた調整を行う。	基盤整備部 建設課

②生活道路の整備

- 生活道路の拡幅や交差点の改良など、安全性や利便性を向上させる道路や道路の附属構造物の補修や改良を行います。
- リニア岐阜県駅周辺整備、濃飛横断自動車道や都市計画道路の見直しを考慮して、道路整備基本計画を見直します。

実施事業名	事業概要	担当課
道路新設改良事業	➤ 市民生活に欠かすことのできない幹線及び生活関連道路を整備する。	基盤整備部 建設課
[新規・大型] 斎場関連道路整備事業	➤ 新火葬場の進入路等、関連する道路を整備する。	基盤整備部 建設課

③橋梁の維持整備

- 橋梁長寿命化計画による優先順位に基づき、橋梁の耐震化や補修を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
[大型] 付知中央橋架替事業	➤ 付知中央橋の整備を行う。	基盤整備部 建設課
橋りょう新設改良事業（施策：防災・減災（再掲））	➤ 橋梁の維持補修及び耐震化を行う。	基盤整備部 建設課

④公園整備

- 地域と連携して行う草刈り等の環境美化活動や、遊具等の安全点検を定期的に行います。

実施事業名	事業概要	担当課
公園等維持管理事業	➤ 誰もが安心して憩え、運動の場として利用できる公園の維持管理を行う。	基盤整備部 建設課

⑤地籍調査

➤ 継続地区と新規地区の地籍調査と登記のための認証請求を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
国土調査事業	➤ 地籍の明確化を図るため、現地調査（立会）、測量、閲覧の実施により、地籍図及び地籍簿を作成する。	基盤整備部 管理課

■施策別目標

〈3202 上水道基盤の維持〉

□12年間のポイント

①上水・簡水施設の整備及び管理

上水道や簡易水道の管路や配水池などの水道施設は、地震などの災害による断水などを回避するため耐震化を進める必要があります。そのため、他の事業関連の工事とあわせて水道施設の耐震化を行うとともに、管路耐震化計画に基づいた水道施設の耐震化工事を進めます。

また、管路及び配水池の維持管理と適正な料金設定を行い、安定的な上水道・簡易水道の事業運営を進めます。

□前期4年間の方針

①上水・簡水施設の整備及び管理

- 管路及び配水池の計画的な耐震化を行います。
- 安全・安心の水道水を供給するため、水道施設の適正管理を行います。
- 簡易水道未普及地域の解消に向けた整備を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
簡易水道事業会計繰出金事業	➤ 簡易水道事業会計に対して、地方債の償還の一般会計負担分を繰り出す。	水道部 水道課
水道事業会計繰出金事業	➤ 水道事業会計に対して、職員人件費等の一般会計負担分を繰り出す。	水道部 水道課
水道施設耐震化事業（簡水）	➤ 管路や配水池等の耐震化工事を行う。	水道部 水道課
水道未普及地域解消事業	➤ 水道未普及地域解消事業として、神坂塩野地区の水道施設を整備する。	水道部 水道課
水道施設耐震化事業（上水）	➤ 平成25年度に策定した管路耐震化計画に基づき、計画的に耐震化工事を行う。 ➤ 地元の了解を得て、恵下第2配水池と実戸配水池の耐震改良工事を行う。	水道部 水道課

■施策別目標

〈3203 住宅の整備〉

□12年間のポイント

①若年層定住推進住宅の整備、供給

移住定住の促進のため、若者定住促進住宅の魅力が落ちないように、計画的な整備が必要となります。そのため、若者定住促進住宅の適切な運営・管理を行います。

②空き家活用の推進、地域コミュニティの活性化

耐用年数を経過した市営住宅は、防災面や安全面から維持保全の対策が必要となりますが、今後の人口推移やリニア開業による住宅需要などを考慮して整備を行う必要があります。そのため、老朽化が著しく、需要が低い市営住宅については、払い下げを行って民間活用を喚起するとともに、公営住宅整備のほかに民間の住宅を活用するなど、地域の人口減少対策となる取り組みを行います。

③公営住宅、市営住宅の整備

公営住宅等の整備は、今後の人口推移やリニア開業による住宅の需要などを考慮して、効率的、効果的に整備していく必要があります。そのため、既存住宅の改善や長寿命化などを定めた公営住宅等整備事業に基づき、計画的な住宅改修を行います。

□前期4年間の方針

①若年層定住推進住宅の整備、供給

- 若年層定住推進住宅の効果を検証し、検証に基づいた計画的な整備、改修を行います。
- 市ホームページ等の活用や地域と連携して、若年層 UI ターン者の積極的な入居者募集を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
公営住宅等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 若年層定住促進住宅・UI ターン者用住宅の活用を図るとともに若者層の住環境を整備する。 ➤ 市営住宅の長寿命化を図るとともに住環境整備と施設の再編を進め、優良住宅の有効な活用を図る。 ➤ 定住につながる空き家情報の提供や民間賃貸住宅の家賃補助制度などを創設し管理コストのスリム化を図る。 	基盤整備部 建築住宅課

②空き家活用の推進、地域コミュニティの活性化

- 市有施設管理マスタープラン実施計画に基づき、老朽化した住宅除去や払い下げや住宅跡地の処分等を進めます。
- 民間賃貸住宅の借り上げや家賃補助などの制度を創設します。

実施事業名	事業概要	担当課
公営住宅等整備事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 若年層定住促進住宅・UI ターン者用住宅の活用を図るとともに若者層の住環境を整備する。 ➤ 市営住宅の長寿命化を図るとともに住環境整備と施設の再編を進め、優良住宅の有効な活用を図る。 ➤ 定住につながる空き家情報の提供や民間賃貸住宅の家賃補助制度などを創設し管理コストのスリム化を図る。 	基盤整備部 建築住宅課

③公営住宅、市営住宅の整備

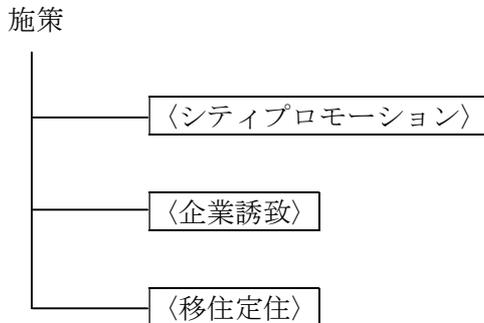
- 住宅の需要と供給バランスを考慮し、既存の公営住宅・市営住宅の改修や、個別の住宅改善などを行います。

実施事業名	事業概要	担当課
公営住宅等整備事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none">➤ 若年層定住促進住宅・UI ターン者用住宅の活用を図るとともに若者層の住環境を整備する。➤ 市営住宅の長寿命化を図るとともに住環境整備と施設の再編を進め、優良住宅の有効な活用を図る。➤ 定住につながる空き家情報の提供や民間賃貸住宅の家賃補助制度などを創設し管理コストのスリム化を図る。	基盤整備部 建築住宅課

●政策の柱：③世界に向けて情報発信するまち

めざすまちの姿

- 世界に向けてシティプロモーション（まちの魅力発信）が積極的に行われ、最先端技術を有する企業や学校にとって「進出したい」と思われるまち



■施策別目標

<3301 シティプロモーション>

□12年間のポイント

①リニアを見据えた世界への情報発信

シティプロモーションは、本市の知名度を上げて交流人口や居住人口を増やすため積極的に行っていく必要があります。そのため、本市を応援してくださる方の協力を得ながら、ターゲットを絞るなど市外における効果的なプロモーション活動を行うとともに、プロモーション活動の状況などの情報を市内の方々に提供し、市民との情報共有を図ります。

②地域資源を生かしたふるさと意識の醸成

シティプロモーションを行ううえで、市民が本市に愛着や誇りを持っていることは必要不可欠な要素となります。そのため、食や文化や、歴史や地域の穴場スポット、将来的にはリニアなどの本市の魅力を市民に再認識してもらう取り組みを進めるとともに、市民主体のまちの魅力の発信組織の支援を行い、市を挙げてPR活動に取り組みます。

□前期4年間の方針

①リニアを見据えた世界への情報発信

- 本市を応援していただく「ふるさと応援隊」と連携して、効果的なプロモーションの仕組みづくりを行います。
- 本市の定住情報ポータルサイト「中津川市に住もう！」のプロモーションページを作成するとともに、市広報などを活用して、プロモーション活動を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
ふるさと応援隊事業	➤ ふるさと応援隊より、市外から見た中津川市について広い観点から各事業を実施するための助言や提案を得る。	市長公室

②地域資源を生かしたふるさと意識の醸成

- 市民向けに本市の観光資源をめぐる視察会や、シティプロモーションに関するワークショップ等を行います。
- 市民主体のシティプロモーション推進組織の支援と、観光資源の情報提供など活動に対する支援を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
シティプロモーション推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市民で構成されるシティプロモーション推進組織の支援を行う。 ➤ 中津川の自慢を発掘するワークショップの開催、子どもたちの中津川コンセプトづくり等を実施する。 	定住推進部 定住推進課

■施策別目標

〈3302 企業誘致〉

□12年間のポイント

①リニアを見据えた積極的な企業誘致

本市は地理的優位性や地価の安さ、リニア岐阜県駅・車両基地が立地するという話題性、災害リスクに備える拠点分散化が可能になるなど企業誘致を行ううえで様々なセールスポイントがあります。そのため、リニアの作り出す新たな時代の動きを的確に捉えた企業誘致活動と、企業立地に伴う支援を行います。

②大学や企業の研究施設の誘致

リニアが開通すると主要都市間との時間的距離が短縮し、この地域の人的交流が大幅に増加すると見込まれます。そのため、本市の持つ自然環境などの魅力と時間的距離の魅力を十分活用して、医療や研究開発などの専門機関など今まで本市にはなかった分野の誘致を進めます。

□前期4年間の方針

①リニアを見据えた積極的な企業誘致

- 企業ニーズや社会情勢など正確な動向を把握して、期待される成長分野の絞り込み、誘致の仕組みづくり及び売り込みを行います。
- トップセールスを含めて、期待される企業に対して本市の魅力のPRを行います。
- 工業適地の絞り込みとリサーチに基づく工業団地整備計画の立案を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
〔戦略〕 企業立地奨励事業（施策：工業振興（再掲））	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業の立地や新規設備投資を促進し、雇用の拡大と産業の活性化につなげるため、企業立地を奨励金により支援を行う。 	商工観光部 工業振興課
〔戦略〕 企業誘致推進事業（施策：工業振興（再掲））	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業誘致につなげるため、企業とのつながりづくりとリニアを見据えた中津川市のPRを進める。 ➤ 既存ストックや民間遊休地等の活用を含めた、新たな「受入基盤の確保」と、「人材」の育成・確保を図る。 	商工観光部 工業振興課

②大学や企業の研究施設の誘致

- 本市に進出しようとする大学、企業の研究施設の研究と絞り込みを行います。

実施事業名	事業概要	担当課
〔戦略〕 企業誘致推進事業（施策：工業振興（再掲））	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業誘致につなげるため、企業とのつながりづくりとリニアを見据えた中津川市のPRを進める。 ➤ 既存ストックや民間遊休地等の活用を含めた、新たな「受入基盤の確保」と、「人材」の育成・確保を図る。 	商工観光部 工業振興課

■施策別目標

〈3303 移住定住〉

□12年間のポイント

①起業家支援

多様な雇用の場の創出を可能にする起業は、これからの本市の産業や地域を活性化する重要な要素の一つとなります。そのため、起業にチャレンジする希望者に対して空き家を活用した事務所のあっせんなどを行い起業しやすい環境を整えるとともに、リニア開業を見据え、時間の距離の短縮などの優位性を生かした市外からの起業希望者の誘致を進めます。

②住みたい、訪れたいまちづくり

本市に住んでいただくためには、まず魅力を感じていただくことが一番ですが、本市の知名度は比較的低いため、市外の方に本市を知っていただくための手段を構築する必要があります。そのため、気軽に短期滞在をしていただき本市ならではの体験ができるような機会をつくとともに、中京圏や首都圏など主要な都市での住みたいまちのマーケティングや移住相談会を行います。

また、マーケティングや相談会を踏まえ、移住定住促進に向けた住環境の整備を進めます。

□前期4年間の方針

①起業家支援

- 起業の支援のための関係機関の支援策などの情報収集と相談窓口を設置し、起業家支援の体制を整えます。

実施事業名	事業概要	担当課
〔新規〕 中津川に住もうサポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 菜園併設などの二地域居住や定住推進につなげるため、地域や宅建事業者と協力し、空き家を所有者が貸したくなる制度を立案し推進する。 ➤ 起業家支援の体制づくりを進める。 	定住推進部 定住推進課

②住みたい、訪れたいまちづくり

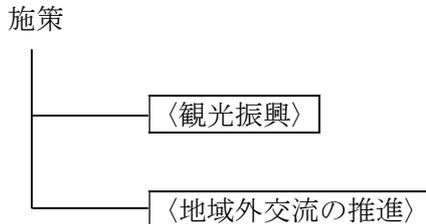
- ターゲットを絞った移住対策の展開のため、ニーズや動向について調査・分析を行います。
- 空き家や若者定住促進住宅を活用した短期滞在プランの提供を行います。
- 移住定住に必要な情報インフラの維持、整備を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
〔新規〕 中津川に住もうサポート事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 菜園併設などの二地域居住や定住推進につなげるため、地域や宅建事業者と協力し、空き家を所有者が貸したくなる制度を立案し推進する。 ➤ 起業家支援の体制づくりを進める。 	定住推進部 定住推進課
〔新規・戦略〕 なかつがわ体験住宅推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「中津川に住む」きっかけづくりにつなげるため、「中津川オリジナル次世代住宅」など実際に体験居住できる住宅を確保する。 	定住推進部 定住推進課
〔新規・戦略〕 遠くまで通勤促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ リニア開業を見据え、首都圏通勤の可能性について研究し、開業後の定住推進のための道筋をつける。 	定住推進部 定住推進課
〔新規・大型〕 川上地区難視聴対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 川上地区のCATV施設の更新に伴い、テレビ難視聴地域を発生させないよう対策を行う。 	総務部 情報政策課

●政策の柱：④市外との交流が盛んで、訪れたいくなるまち

めざすまちの姿

- 地域資源の魅力を磨き上げ、広域連携により市外との交流が盛んなまち
- 観光資源を生かし、来訪者をおもてなしするまち



■施策別目標

〈3401 観光振興〉

□12年間のポイント

①広域観光の推進

観光資源の知名度を上げるためには、まず本市の観光資源について知ってもらうことから始める必要があります。本市の周辺では下呂温泉や妻籠宿といった全国的に有名な観光地があるため、それらの自治体と連携して広域的な取り組みを行うことでより多くの観光客を取り込む効果があります。そのため、飛騨地域や木曽地域と連携した周遊観光など広域観光を進め、旅行会社や交通事業者と連携して観光ルートなどを構築し、全国的な売り込みを進めます。

②体験・滞在型観光の推進

本市には、自然や固有の歴史文化など、この地域でしか味わうことのできない観光資源を有しています。この資源を有効に活用するには、これら資源を十分楽しむことのできる仕組みを作る必要があります。そのため、農林業体験やアウトドア体験などの体験型観光を進め、観光客の本市での滞在時間を延ばし観光消費の増加させる取り組みを行います。

③リニアを活用した観光資源の発掘、磨き上げ

本市には、全国で唯一の工場機能を有する中部車両基地が設置されることにより、日本のみならず世界から注目を浴びることが期待されます。そのため、今から各地にある観光資源の発掘、磨き上げを行うとともに、中部車両基地を観光に取り入れた産業観光や、児童、生徒の修学旅行等に活用するための取り組みを進め、リニア岐阜県駅を起点とする広域を含む観光ルートを構築して、国内や海外の観光客の誘致を進めます。

□前期4年間の方針

①広域観光の推進

- 周辺自治体と連携して JR 等の旅行会社とタイアップにより、観光商品作成を行います。
- 周辺自治体と広域連携に向けた協議を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
観光広域連携事業	➤ 本市内の観光資源を他の自治体の観光資源とテーマやストーリーで結びつけた観光ルートを作る。	商工観光部 観光課

②体験・滞在型観光の推進

- 自然体験や農業体験などを行う観光事業者に対して、体験型観光商品のプランニング支援やPRを行います。
- 観光地のライトアップを行うなど、滞在時間の増加につながる観光メニューを造成するための支援を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
〔戦略〕 体験型観光推進事業	➤ 観光による滞在時間や宿泊客を増加させるため、官民連携により体験型・滞在型観光を推進する。	商工観光部 観光課

③リニアを活用した観光資源の発掘、磨き上げ

- 観光ルートの構築に向けて、各地域の観光資源の発掘と磨き上げを行います。
- 外国人観光客の誘致に向けて、効果的な広報活動等を行います。
- 車両基地等の観光資源としての活用に向け、関係機関への要望活動等働きかけを行います。

実施事業名	事業概要	担当課
〔戦略〕 外国人観光促進事業	➤ 県と連携して外国人観光客誘客に取り組みながら、市内では外国人観光客向けのサービス提供の充実を進める。	商工観光部 観光課
観光推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域と連携して各地にある観光資源の発掘、磨き上げを行う。 ➤ 各観光資源をテーマやストーリーで結びつけた観光ルートを作る。 	商工観光部 観光課

■施策別目標

〈3402 地域外交の推進〉

□12年間のポイント

①国際交流

国際的な視野を持った若者に育てるには、日本以外での生活を経験して多様な文化や風習などを学ぶことが重要です。そのため、中学生を主体として短期間の海外派遣を行い、子どもたちに異文化に触れる機会を提供します。

また、姉妹都市であるブラジル連邦共和国レジストロ市との交流を継続して行い、市民協働で民際外交を進めます。

②国内交流

単独の自治体だけでは解決が困難な課題を解決するには、周辺自治体との緊密な連携が大変重要です。そのため、あらゆる機会を通じて周辺の自治体と交流を図るとともに、民間レベルでの交流を促進して、官民一体となった地域活性化を推進します。

また、自治体間の交流協定等で結ばれている文化等の交流を市民の主体的参画の下で行い、それぞれのまちの魅力や個性に触れ、郷土の魅力を再認識し新たなまちづくりにつなげます。

□前期4年間の方針

①国際交流

- 東南アジアを中心とした地域に中学生を派遣し、帰国後に報告会を行うなど、将来リーダーとなる人材を育成します。
- レジストロ市の市長をはじめ関係者を本市に招待し、自治体、民間レベルの親善を目的とした文化交流を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
交流事業	<ul style="list-style-type: none">➤ 中学生を海外に派遣し交流研修を行う。➤ 提携や協定を結んでいる他市町村等との地域間交流を行う。➤ 姉妹提携する海外の都市との市民交流を行う。	文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課

②国内交流

- 市長会や各部門で行われる他市との交流の場で積極的に情報交換を行い、連携強化や広域的事業の実施に向けた取り組みを進めます。

実施事業名	事業概要	担当課
交流事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none">➤ 中学生を海外に派遣し交流研修を行う。➤ 提携や協定を結んでいる他市町村等との地域間交流を行う。➤ 姉妹提携する海外の都市との市民交流を行う。	文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課

※周辺自治体との交流については実施事業とはしませんが、各分野の活動のなかで積極的に交流を推進します。

●土地利用構想

□12年間のポイント

(1) 秩序ある開発

リニア岐阜県駅や中部車両基地が設置されることから、その周辺エリアの機能整備が必要となってきます。そのため、リニア岐阜県駅周辺については広域的な交通結節点としての面的な駅周辺整備を一体的に行うとともに、車両基地周辺については車両基地の機能や周辺環境とマッチした秩序ある開発を促進するほか、中心市街地～車両基地～リニア岐阜県駅、恵那市街地を結ぶ幹線道路等必要な整備を行います。

(2) 地域拠点

市内各地域が拠点としての活力を持続していくためには、地域特性に沿った土地利用の推進が重要です。そのため、それぞれの地域のもつ豊かな自然や独自性の高い文化や産業の特性を踏まえるとともに、リニア時代を見据えた地域産業の振興、移住定住策の推進、各地域を結ぶ道路交通網等の整備に関する事業を総合的に進めます。

(3) 広域拠点

リニア岐阜県駅を広域交通の結節点としての機能性を高めるためには、県内外へのアクセスの向上を図る必要があります。そのため、広域交通軸となる濃飛横断自動車道や三河東美濃連絡道路等の地域高規格道路の整備促進に取り組みます。

□前期4年間の方針

(1) 秩序ある開発

- リニア建設に関する国、県、関係機関等と協議、調整を行い、必要に応じた調査活動を行います。
- 調査測量を行うなど、リニア岐阜県駅周辺整備に着手します。

(2) 地域拠点

- 産業振興、移住定住、道路交通等の分野を中心とする実施事業を包括的に推進します。

(3) 広域拠点

- 濃飛横断自動車道（木曾川以北）、三河東美濃連絡道路等の整備のための要望活動を、周辺自治体と連携して国、県に対して行います。

実施事業名	事業概要	担当課
リニア中央新幹線推進事業	➤ リニアの波及効果を最大限活用し、周辺地域との連携による広域拠点としての市の持続的発展を図るため、事業者及び関係機関との協議の他、市民への情報提供を行う。	企画部 リニア推進課
リニア中央新幹線まちづくり基金管理費	➤ 今後想定される多額の財政負担の平準化を図るため、「リニア中央新幹線まちづくり基金」に毎年5億円程度を積立てる。	企画部 リニア推進課
リニア中央新幹線対策事業	➤ リニア事業の円滑な推進を図るため、関係機関（事業者、県、周辺自治体、沿線地域、市内関係機関等）との連携、調整を行う。	企画部 リニア対策課
〔新規・大型〕 リニア中央新幹線関連拠点整備事業	➤ リニア岐阜県駅周辺の秩序あるまちづくりと駅利用者の円滑な動線確保のためのアクセス道路（東西幹線道路）整備に向けた調査測量を行う。	基盤整備部 計画課
〔新規・大型〕 リニア中央新幹線関連道路整備事業	➤ リニア岐阜県駅前区画整理に伴う道路整備に向けた調査測量を行う。	基盤整備部 建設課

●基本構想の推進

□12年間のポイント

(1) 情報公開

市が市民との信頼を築くうえで最も大切なことは、市と市民の情報共有を図ることです。そのため、市の情報は、ホームページを主体にプロセスも含め、ありのままわかりやすく、タイムリーに発信します。

(2) 市民との協働

本市の持続的発展のためには、市民が主体となった公的事業の推進や、市が主催する事業に市民が参画するなどして市域全体を活性化していくことが必要です。そのため、市民団体の活動支援や、市の事業推進に積極的に市民参加を促す取り組みを行うとともに、市民参画を促進するための職員の意識醸成に取り組みます。

(3) 行財政改革

市が持続して行政運営を行うためには、健全財政を基礎として、「ここぞというとき」に力を出せる財政構造に転換していくことが重要です。そのため、行政改革を強力で推進して、行政の効率化に取り組むとともに、市民に対しても財務状況をわかりやすく公表などして、市民との情報共有を図ります。

(4) 広域の行政連携の推進

市民の行動範囲が拡大するなかで、周辺自治体と連携した行政サービスの充実は市民の利便性向上に直結します。そのため、広域的な行政サービスの提供について、周辺自治体と連携し効果的な行政サービスの提供と施設の有効活用を進めます。

□前期4年間の方針

(1) 情報公開

- 市広報を定期的に発行するとともに、わかりやすい情報提供のためホームページのリニューアルを行います。

(2) 市民との協働

- 各事業について、市民参画のルールづくりのための指針を策定します。
- 各部局において、市民活動支援のための先進事例などの情報を地域や市民団体等に提供します。

(3) 行財政改革

- 事業の評価を行い、見直しや廃止を含めて無駄を省きます。
- 市広報やホームページで、市の財政状況や今後の見込みなどについて、わかりやすく発信します。
- 財政の健全化を確保するため、「中津川市財政計画（平成27年度～平成30年度）」に掲げた「財政構造改革取り組み宣言」を職員が一丸となって貫徹します。
- 市の施設を効果的に運用するため、市有財産（施設・土地）運用管理マスタープランにより施設の統廃合を進めるとともに、統廃合した施設の運営費にかかる経費を地域活性化に活用するなど、財源の効果的な活用に取り組みます。

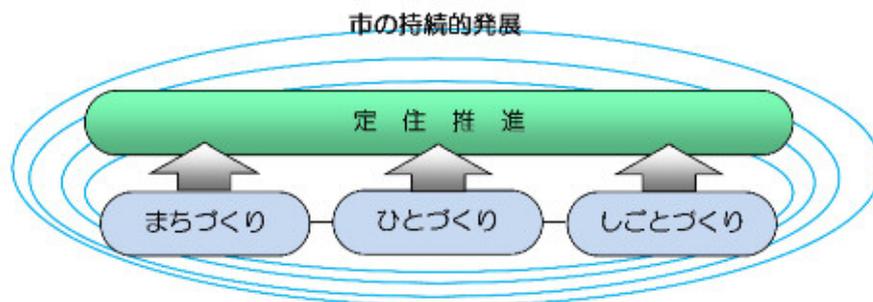
(4) 広域の行政連携の推進

- 市長会等や周辺自治体との連絡会議を通じて、行政サービスの広域的な提供や施設の相互利用などについて協議を行います。

実施事業名	事業概要	担当課
ホームページ作成管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 情報端末やソフトを問わずアクセスしやすい環境と、見やすさ、利用しやすさの向上を図るため、市ホームページを随時適切に更新する。 	企画部 広報広聴課
行政改革推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 行政改革推進本部が中心となって、行政コストの徹底的な縮減と、集中と選択による効率的で効果的な行政経営を行う。 ➤ 事業の無駄の省略と、効果のある事業を実施するため、事務事業評価を行う。 	総務部 行政管理課
マスタープラン推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市有財産の有効かつ合理的な運営が行えるように「市有財産（施設・土地）運用管理マスタープラン」を着実に実行する。 ➤ 統廃合を加速させるため、施設の早期廃止に合意形成された地域に対して、維持経費の一部を時限的に交付する。 	総務部 行政管理課

5. 戦略事業

人口減少、少子高齢化が進むなか市が持続的に発展していくためには、一人でも多くの市民に住み続けていただくとともに、一人でも多くの人に市外から移り住んでいただくことが重要であることから、今後12年間の基本構想の計画期間において、「定住推進」に重点的に取り組んでいかななくてはなりません。そのため、「定住推進」に必要な要素である①まちづくり②ひとづくり③しごとづくりの切り口から、前期期間に特に戦略的に実施する事業を「戦略事業」に位置づけ、積極的に取り組むこととします。



(1) まちづくり

- **8万人のヘルスアップ事業**〔健康福祉部 健康医療課 14頁〕
 - ・いつまでも健康で幸せに暮らせるまちにするため、全市民で健康づくりを進めるための事業です。
- **救命医療・産科医療体制充実事業**〔病院事業部 16頁〕
 - ・ドクターカーによる救命医療の充実と併せ、里帰り出産の受入れ・分娩制限の解除を行い、分娩体制の充実を図るための事業です。
- **地域活性化推進事業**〔定住推進部 定住推進課 28頁・30頁・31頁〕
 - ・地域の特性を生かした活動の支援を行い、地域活動を活発化させるための事業です。
- **ごみ減量・資源化推進事業**〔生活環境部 環境政策課 60頁・61頁〕
 - ・循環型社会の実現に向けたごみ排出量抑制のため、ごみ減量や資源化を進めるための事業です。
- **1000年の森 磨き上げ事業（温帯性針葉樹林）**〔農林部 林業振興課 70頁〕
 - ・世界的に希少な「温帯性針葉樹林」を活用して、本市の認知度や木材の付加価値を高め、東濃松のブランド力の更なる強化を図っていくための事業です。
- **なかつがわ体験住宅推進事業**〔定住推進部 定住推進課 83頁〕
 - ・リニア開業を見据え、短期滞在により中津川市の良さを体感していただくことで首都圏等からの交流人口の増大と将来の定住につなげるための事業です。
- **体験型観光推進事業**〔商工観光部 観光課 85頁〕
 - ・自然、景観や文化といった中津川市ならではの強みを観光に生かして、観光客の市内滞在時間を増加させ観光消費を拡大していくための事業です。
- **外国人観光促進事業**〔商工観光部 観光課 85頁〕
 - ・リニア開業を見据え、外国人向けのサービスの充実や県と連携した誘客活動の推進により、外国人観光客の誘致を図るための事業です。

(2) ひとづくり

- **学力向上支援事業**〔教育委員会 学校教育課 7頁〕
 - ・小中学校における子どもたちの学力や学習意欲を高めるための事業です。
- **中津川市の未来を担う人材育成事業**〔教育委員会 学校教育課 7頁〕
 - ・未来を担う子どもたちのコミュニケーション能力やリーダーシップを育むための事業です。

- **子どもを増やすための事業**〔定住推進部 定住推進課 11頁〕
 - ・少子化を食い止めるため、どの世代にどのような支援を行うと効果的かを研究し、課題に対して対策を打つための事業です。
- **子育て支援事業**〔教育委員会 子育て政策室 12頁〕
 - ・保護者が安心して子育てができる環境を整備して、心身ともに健康な子どもを育成するための事業です。
- **市民協働推進事業（域学連携）**〔定住推進部 市民協働課 30頁・31頁〕
 - ・市民の自立した活動を活性化させ、協働によるまちづくりを進めるため、人材育成等を進めていくための事業です。
- **公民館を拠点とした地域づくり事業**〔文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課 30頁・38頁〕
 - ・地域づくりを担う人材育成を進め、地域課題を住民自らが解決できるようにするための事業です。
- **こどもの夢推進事業**〔文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課 39頁〕
 - ・スポーツを通して、子どもたちに夢や努力の大切さを理解する心を育ませるための事業です。
- **自主防災組織育成事業**〔生活環境部 防災安全課 46頁〕
 - ・「自分の生命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助、共助活動が実施できるよう地域防災力の向上を図るための事業です。

(3) しごとづくり

- **放課後児童クラブ運営事業**〔教育委員会 子育て政策室 12頁〕
 - ・放課後児童の安全を確保して、保護者が安心して働くことができるようにするための事業です。
- **若者の地元定着推進事業**〔商工観光部 工業振興課 64頁〕
 - ・市内の若者の地元定着とU・Iターンの移住定住を促進するための事業です。
- **企業誘致推進事業**〔商工観光部 工業振興課 64頁・82頁〕
 - ・リニア開業による地理的優位性等リニア効果を生かした多様な就業機会の確保を図り若者等を市内に留めるため、幅広い業種の企業を誘致するための事業です。
- **企業立地奨励事業**〔商工観光部 工業振興課 64頁・82頁〕
 - ・企業の負担を軽減し本市への企業誘致や既存企業の定着を有利に進めるための事業です。
- **特産品振興事業**〔商工観光部 商業振興課 66頁〕
 - ・「中津川市の名物」を様々な分野で確立し売り込んでいくことで、多様な産業の活性化を図るための事業です。
- **農地・担い手対策事業**〔農林部 農業振興課 67頁・68頁〕
 - ・農地の貸出し希望と借受け希望のマッチングによる農地集積や集落営農組織、法人・個人農家や新規就農者の経営を支援するための事業です。
- **中津川オリジナル次世代住宅推進事業**〔商工観光部 工業振興課 73頁〕
 - ・市内企業の技術力を生かした「中津川オリジナル次世代住宅」を推進するための事業です。
- **遠くまで通勤促進事業**〔定住推進部 定住推進課 83頁〕
 - ・リニア開業を見据え、開業後にリニア通勤者を増やして定住を促進するため、リニア駅周辺の土地利用の方向や遠距離通勤者のニーズ調査等、中期・後期の取り組みの準備を進めるための事業です。

6. 12年間に取り組む主な大型事業

事業名	前期	中期～後期
学校規模等適正化基本計画の推進事業（坂本地区小学校） 8頁		
学校規模等適正化基本計画の推進事業（福岡地区小学校） 8頁		
小学校大規模改造事業（西小学校） 8頁		
保育園規模適正化推進事業（坂本地区） 9頁・10頁		
幼稚園規模適正化推進事業（坂本地区） 9頁・10頁		
苗木交流センター整備事業 28頁		
阿木交流センター整備事業 28頁		
図書館施設整備事業 37頁（「12年間のポイント」の記述）		
美術館施設整備事業 41頁（「12年間のポイント」の記述）		
文化施設管理運営事業（文化会館耐震化） 42頁（「12年間のポイントの記述」）		
苗木城整備事業 42頁		
庁舎耐震整備事業 46頁		
消防設備整備事業・消防施設建設事業 49頁		
新衛生センター建設事業 60頁		
汚水処理施設共同整備事業 60頁（新衛生センター関連）		
リサイクル施設整備事業 61頁		
新斎場建設事業 62頁		
斎場関連道路整備事業 75頁		
中心市街地活性化推進事業（中心市街地再整備）65頁		
青木斧戸線（中津531号線）道路整備事業 75頁		
濃飛横断自動車道関連道路整備事業 75頁		
神坂PAスマートインターチェンジ設置事業 75頁		
付知中央橋架替事業 75頁		
川上地区難視聴対策事業 83頁		
リニア中央新幹線関連拠点整備事業 87頁		
リニア中央新幹線関連道路整備事業 87頁		

※ 道路新設改良事業・橋りょう新設改良事業については、当該年度の予算の中で優先順位付けを行います。

※  は取り組み時期イメージを示しています。

7. 施策事業体系

基本理念	政策の柱	施策	事業名	担当課	ページ
人々がかがやくまち中津川	将来を担う人材が育つまち	学校教育	〔戦略〕 学力向上支援事業	教育委員会 学校教育課	7
			子ども自立援助事業	教育委員会 教育研修所	7
			〔戦略〕 中津川市の未来を担う人材育成事業	教育委員会 学校教育課	7
			〔大型〕 学校規模等適正化基本計画の推進事業	教育委員会 教育企画課	8
			〔新規〕 学校給食調理場総合整備事業	教育委員会 教育企画課	8
			小学校運営事業	教育委員会 教育企画課	8
			小学校施設営繕事業	教育委員会 教育企画課	8・46
			〔大型〕 小学校大規模改造事業	教育委員会 教育企画課	8
			中学校運営事業	教育委員会 教育企画課	8
			中学校施設営繕事業	教育委員会 教育企画課	8・47
			中学校大規模改造事業	教育委員会 教育企画課	8
			幼児教育推進事業	教育委員会 幼児教育課	8
			幼児教育	〔新規〕 保育園規模適正化推進事業	教育委員会 幼児教育課
		〔新規・大型〕 幼稚園規模適正化推進事業		教育委員会 幼児教育課	9・10
		少子化対策・子育て支援	〔新規・戦略〕 子どもを増やすための事業	定住推進部 定住推進課	11
			子ども・子育て事業	教育委員会 子育て政策室	12
			〔戦略〕 放課後児童クラブ運営事業	教育委員会 子育て政策室	12
			〔戦略〕 子育て支援事業	教育委員会 子育て政策室	12
			母子保健事業	健康福祉部 健康医療課	12
			健康診断推進事業	健康福祉部 健康医療課	14
		健康に暮らせるまち	健康づくり	感染症予防事業	健康福祉部 健康医療課
	〔戦略〕 8万人のヘルスアップ事業			健康福祉部 健康医療課	14
	地域医療・公立病院			健康福祉部 健康医療課	15・16・20
	地域医療・公立病院		〔新規・戦略〕 救命医療・産科医療体制充実事業	病院事業部	16
			市民病院繰出金事業	健康福祉部 健康医療課	16・17
			坂下病院繰出金事業	健康福祉部 健康医療課	16・17
			坂下老人保健施設繰出金事業	健康福祉部 健康医療課	16・17
			国民健康保険事業（直診勘定）繰出金事業	健康福祉部 健康医療課	16
			医師・看護師等医療スタッフの確保事業	病院事業部	16
			〔新規〕 公立病院の役割（機能）分担と連携強化事業	病院事業部	17

			〔新規〕 公立病院経営改善事業	病院事業部	17	
温かい福祉のまち	高齢者福祉		介護予防・日常生活支援総合事業	健康福祉部 高齢支援課	19	
			高齢者活動推進事業	健康福祉部 高齢支援課	19	
			要援護高齢者支援事業	健康福祉部 高齢支援課	19	
			包括的支援事業	健康福祉部 高齢支援課	20	
			成年後見活用安心事業	健康福祉部 高齢支援課	20	
			介護保険事業会計繰出金事業	健康福祉部 高齢支援課	20	
			在宅介護支援センター運営事業	健康福祉部 高齢支援課	20	
	児童福祉		児童福祉総務事業	健康福祉部 福祉相談室	21・22	
			児童手当事業	健康福祉部 障害援護課	22	
			ひとり親医療費助成事業	健康福祉部 障害援護課	22	
			児童発達支援事業	教育委員会 発達支援センター	22	
			保育所等訪問支援事業	教育委員会 発達支援センター	22	
			障害児相談支援事業	教育委員会 発達支援センター	22	
			子ども相談・支援事業	教育委員会 発達相談室	22	
			乳幼児等医療費助成事業	健康福祉部 障害援護課	22	
	障がい者福祉		障害者総合支援給付事業	健康福祉部 障害援護課	23・24	
			重度心身障害者医療費助成事業	健康福祉部 障害援護課	23	
			地域生活支援事業（障がい者）	健康福祉部 障害援護課	24	
	地域福祉・社会保障		地域福祉活動推進事業	健康福祉部 高齢支援課	25	
			国民健康保険事業会計（事業勘定） 繰出金事業	健康福祉部 国民健康保険課	26	
			特定健診事業	健康福祉部 国民健康保険課	26	
			後期高齢者医療事業会計繰出金事業	健康福祉部 国民健康保険課	26	
			後期高齢者保健事業	健康福祉部 国民健康保険課	26	
			生活保護事業	健康福祉部 健康福祉部 障害援護課	26	
	地域の活力があるまち	地域コミュニティ		自治会活動支援事業	定住推進部 市民協働課	28
				〔戦略〕 地域活性化推進事業	定住推進部 定住推進課	28・30・31
				〔大型〕 苗木交流センター整備事業	定住推進部 定住推進課	28
			〔大型〕 阿木交流センター整備事業	定住推進部 定住推進課	28	
協働・市民活動			がんばる地域サポート事業	定住推進部 市民協働課	30	
			〔戦略〕 市民協働推進事業	定住推進部 市民協働課	30・31	
			〔戦略〕 地域活性化推進事業	定住推進部 定住推進課	28・30・31	
			〔戦略〕 公民館を拠点とした地域づくり事業	文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課	30・38	
		人権の尊重	人権施策推進事業	生活環境部 市民課	32・33	

		地域公共交通	地域交通推進事業	定住推進部 定住推進課	34・35
			高校生バス通学補助事業	定住推進部 定住推進課	35
	いきいきと暮らせるまち	生涯学習・読書推進・スポーツ振興	公民館総務事業	文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課	37・38
			〔戦略〕 公民館を拠点とした地域づくり事業	文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課	30・38
			生涯学習総務事業	文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課	38
			図書館総務事業	文化スポーツ部 図書館	39
			読書推進事業	文化スポーツ部 図書館	39
			スポーツ政策事業	文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課	39・40
			〔戦略〕 こどもの夢推進事業	文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課	39
	歴史文化に魅力があるまち	歴史・文化	文化団体育成事業	文化スポーツ部 文化振興課	42
			芝居小屋管理事業	文化スポーツ部 文化振興課	42・43
			〔大型〕 苗木城整備事業	文化スポーツ部 文化振興課	42
			文化財保護事業	文化スポーツ部 文化振興課	42
			郷土資料調査活用事業	文化スポーツ部 文化振興課	42
美術展開催事業			文化スポーツ部 文化振興課	43	
やすらぐ自然に つまれたまち 中津川	災害に強い安全なまち	防災・減災	防災情報システム事業	生活環境部 防災安全課	45
			総合防災対策事業	生活環境部 防災安全課	45
			亜炭鉱害対策事業	商工観光部 工業振興課	46
			〔戦略〕 自主防災組織育成事業	生活環境部 防災安全課	46
			急傾斜地崩壊防止事業	基盤整備部 建設課	46
			橋りょう新設改良事業	基盤整備部 建設課	46・75
			道路維持補修事業	基盤整備部 建設課	46
			〔大型〕 庁舎耐震整備事業	総務部 行政管理課	46
			小学校施設営繕事業	教育委員会 教育企画課	8・46
			中学校施設営繕事業	教育委員会 教育企画課	8・47
			住宅・建築物耐震化促進事業	基盤整備部 建築住宅課	47
		消防・救急	消防救急救助活動事業	消防本部	48・49
			〔大型〕 消防設備整備事業	消防本部	49
			〔大型〕 消防施設建設事業	消防本部	49
			消防団員活動事業	消防本部	49
		防犯	生活安全対策事業	生活環境部 防災安全課	50・51
			消費生活相談事業	生活環境部 消費生活相談室	51
		交通安全	交通安全推進事業	生活環境部 防災安全課	52
			交通安全施設設置事業	基盤整備部 建設課	53

きれいで豊かな自然を守るまち	自然環境保全	環境管理事業	生活環境部 環境政策課	55	
		公害対策事業	生活環境部 環境政策課	55	
		森林整備促進事業	農林部 林業振興課	56・57・71	
		河川改修事業	基盤整備部 建設課	56	
		合併処理浄化槽整備事業	水道部 下水道課	56	
		下水道事業会計繰出金事業	水道部 下水道課	56	
		特定環境保全公共下水道事業会計繰出金事業	水道部 下水道課	56	
		農業集落排水事業会計繰出金事業	水道部 下水道課	56	
		下水道整備事業（中津川処理区）	水道部 下水道課	56	
		下水道整備事業（坂本処理区）	水道部 下水道課	56	
		下水道施設長寿命化対策事業	水道部 下水道課	56	
		特環下水道施設長寿命化対策事業	水道部 下水道課	56	
		農業集落排水施設長寿命化対策事業	水道部 下水道課	56	
		再生可能エネルギー推進	地球温暖化対策推進事業	生活環境部 環境政策課	58・59
	小水力発電事業		農林部 農林整備課	58	
	ごみ・し尿対策	〔新規・戦略〕 ごみ減量・資源化推進事業	生活環境部 環境政策課	60・61	
		〔大型〕 新衛生センター建設事業	生活環境部 衛生センター	60	
		ごみ処理事業	生活環境部 環境センター	60	
		旧最終処分場終了管理事業	生活環境部 環境センター	60	
		〔大型〕 リサイクル施設整備事業	生活環境部 環境センター	61	
		廃棄物対策事業	生活環境部 環境政策課	61	
	斎場・墓地	市有墓地整備管理事業	生活環境部 環境施設建設推進室	62	
		〔大型〕 新斎場建設事業	生活環境部 環境施設建設推進室	62	
	活気あふれるまち中津川	工業振興	雇用対策事業	商工観光部 工業振興課	64
			〔戦略〕 若者の地元定着推進事業	商工観光部 工業振興課	64
			工業振興事業	商工観光部 工業振興課	64
			〔戦略〕 企業立地奨励事業	商工観光部 工業振興課	64・82
〔戦略〕 企業誘致推進事業			商工観光部 工業振興課	64・82	
〔大型〕 中心市街地活性化推進事業			商工観光部 商業振興課	65	
商業振興		商業振興事業	商工観光部 商業振興課	65	
		〔戦略〕 特産品振興事業	商工観光部 商業振興課	66	
		〔戦略〕 農地・担い手対策事業	農林部 農業振興課	67・68	
農業振興		中山間地域等直接支払推進事業	農林部 農業振興課	68	

便利に暮らせるまち	林業振興	土地改良整備事業	農林部 農林整備課	68	
		鳥獣害対策推進事業	農林部 農業振興課	68	
		農産物ブランド化推進事業	農林部 農業振興課	68・73	
		地産地消推進事業	農林部 農業振興課	69	
		地域木材需要拡大事業	農林部 林業振興課	70・71	
		〔新規・戦略〕 1000年の森 磨き上げ事業	農林部 林業振興課	70	
		市有林整備事業	農林部 林業振興課	71	
		林道整備事業	農林部 農林整備課	71	
		森林整備促進事業	農林部 林業振興課	56・57・71	
		林業振興事業	農林部 林業振興課	71	
		地場産業振興	地場産業振興事業	商工観光部 工業振興課	72・73
			畜産振興対策事業	農林部 農業振興課	72
			農産物ブランド化推進事業	農林部 農業振興課	68・73
	〔新規・戦略〕 中津川オリジナル次世代住宅推進事業		商工観光部 工業振興課	73	
	道路等基盤の整備	〔大型〕 青木斧戸線(中津531号線)道路整備事業	基盤整備部 建設課	75	
		青木斧戸線関連道路整備事業	基盤整備部 建設課	75	
		〔新規・大型〕 濃飛横断自動車道関連道路整備事業	基盤整備部 建設課	75	
		〔大型〕 神坂PAスマートインターチェンジ設置事業	基盤整備部 建設課	75	
		道路新設改良事業	基盤整備部 建設課	75	
		〔新規・大型〕 斎場関連道路整備事業	基盤整備部 建設課	75	
		〔大型〕 付知中央橋架替事業	基盤整備部 建設課	75	
		橋りょう新設改良事業	基盤整備部 建設課	46・75	
		公園等維持管理事業	基盤整備部 建設課	75	
		国土調査事業	基盤整備部 管理課	76	
		上水道基盤の維持	簡易水道事業会計繰出金事業	水道部 水道課	77
			水道事業会計繰出金事業	水道部 水道課	77
			水道施設耐震化事業(簡水)	水道部 水道課	77
	水道未普及地域解消事業		水道部 水道課	77	
	水道施設耐震化事業(上水)		水道部 水道課	77	
住宅の整備	公営住宅等整備事業	基盤整備部 建築住宅課	78・79		

世界に向けて情報発信するまち	シティプロモーション	ふるさと応援隊事業	市長公室	80	
		シティプロモーション推進事業	定住推進部 定住推進課	81	
	企業誘致	〔戦略〕 企業立地奨励事業	商工観光部 工業振興課	64・82	
		〔戦略〕 企業誘致推進事業	商工観光部 工業振興課	64・82	
	移住定住	〔新規〕 中津川に住もうサポート事業	定住推進部 定住推進課	83	
		〔戦略・新規〕 なかつがわ体験住宅推進事業	定住推進部 定住推進課	83	
		〔新規・戦略〕 遠くまで通勤促進事業	定住推進部 定住推進課	83	
		〔新規・大型〕 川上地区難視聴対策事業	総務部 情報政策課	83	
	市外との交流が盛んで、訪れたいなるまち	観光振興	観光広域連携事業	商工観光部 観光課	84
			〔戦略〕 体験型観光推進事業	商工観光部 観光課	85
			〔戦略〕 外国人観光促進事業	商工観光部 観光課	85
			観光推進事業	商工観光部 観光課	85
		地域外交の推進	交流事業	文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課	86
	土地利用構想	リニア中央新幹線推進事業	企画部 リニア推進課	87	
リニア中央新幹線まちづくり基金管理費		企画部 リニア推進課	87		
リニア中央新幹線対策事業		企画部 リニア対策課	87		
〔新規・大型〕 リニア中央新幹線関連拠点整備事業		基盤整備部 計画課	87		
〔新規・大型〕 リニア中央新幹線関連道路整備事業		基盤整備部 建設課	87		
基本構想の推進	ホームページ作成管理事業	企画部 広報広聴課	89		
	行政改革推進事業	総務部 行政管理課	89		
	マスタープラン推進事業	総務部 行政管理課	89		

